

平成20年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成20年6月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年6月10日 9時31分			議長	坂口久信
	散会	平成20年6月10日 16時06分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	2番	山口 巖	3番	平古場 公子	5番	牟田 則雄
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年6月10日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成20年太良町議会6月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	<p>1. 太良町の一次産業について</p> <p>我が町の経済は、一次産業により保たれている。しかし、現在我が町が要とするところの一次産業の低迷が続いている。私も太良町民として、経済の安定と住民のうるおいを望む者の一人である。太良町独自の生き方を選んだ以上、このままでは、今以上の過疎化して行くのが目に見える様な気がしないでもない。どうかこの産業（農、水産）を活性化させる方法を考えていくべきだと思うが、トップの町長としての政策は、どの様なものかおたずねする。</p> <p>(1) 農業（みかん産業その他）について</p> <p>(2) 水産業について</p> <p>(3) 一次産業における後継者対策について</p> <p>(4) 今後の一次産業に対して、町のトップである町長の考え方、そしてその対策、政策はどのように考えて行かれるのか</p> <p>(5) 町長自身の良案はあるのか（太良町が一次産業で生きのびていく為の）</p>	町長
2	2番 山口 厳	<p>1. 太良町の農林業の振興対策について</p> <p>太良町の基幹産業の一つである農業は今、原油の高騰に伴い油商品の値上がり、さらに肥料原料の需要増加と輸出国の資源保護の動きから、大幅値上げが必至の情勢である。</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	2番 山口 巖	<p>主要原料及び海上運賃がすべて史上最高値を更新しており、第一次オイルショック時（昭和48年約45%値上げ、昭和49年約35%値上げ、2年間で約80%の値上げ）を上回る情勢である。</p> <p>輸入農産物の増加、商品の買い控え等も伴い、農業生産物が価格に反映されず、年を追うごとに厳しくなる農業経営の中で、太良町の農政の取り組みを問う。</p> <p>(1)太良町農業の振興・対策について (2)急務とされる鳥インフルエンザの防疫措置の取り組みについて</p>	町 長
		<p>2. 山林購入の経過等について</p> <p>(1)太良町が、大橋恒産所有の山林の購入に至ったこれまでの経過と要因を、再度町長に問う。</p> <p>(2)佐賀県森林環境税の太良町の取り組みと考えについて</p>	町 長
3	5番 牟田 則 雄	<p>1. 大橋恒産の山林購入について</p> <p>(1)山林購入依頼が出てから購入までの経緯について (2)価格設定の基準について (3)平成19年9月12日付けの購入依頼から決定までの緊急性と町民の利益について</p>	町 長
4	3番 平古場 公 子	<p>1. 雇用対策について</p> <p>女性の就業環境は依然として厳しい状況にある。また、女性は、特に町内の就業を望んでいる。</p> <p>しかし、町内には大きな企業もなく、生きて行くためにはある程度リスクを背負いながらも、町外に通勤しているという状況である。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	3番 平古場 公子	町として、町内雇用の確保につとめられておられるのかを問う。	町 長
		2. 空室の利用について 現在、生徒の数も年々減少し、かなりの空室があると思うが、その一室を入学式、卒業式、又は授業参観など一時託児所として使う考えはないか。	教 育 長
5	8番 久 保 繁 幸	1. 自動体外式除細動器（AED）について (1)自動体外式除細動器（AED）の救命処置の啓発啓蒙はどのように行っているのか。 (2)町内の設置場所と数はいくらか。 (3)想定したAEDの訓練は日ごろから行っているのか。又、使用例はあるのか。	町 長
		2. 教育行政について (1)学校編成について問う。 ①将来の中学校・小学校の統合を考慮しておくべきではないのか。 ②幼保一元化の方向性も考えるべきではないか。 ③太良高校の今後はどの方向に進めるのか。 (2)改訂作業中であった新指導要領は、どのように変わったのか。	教 育 長
6	7番 見 陣 泰 幸	1. 第3次太良町総合計画後期基本計画について (1)自然環境の保全について ①公園・広場の充実状況と今後の対策について ②海岸・河川整備の状況と今後の対策について	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
6	7番 見陣泰幸	③環境衛生と環境保全への取り組みと対策について (2)生活安全の確保について ①防災と消防の取り組みと現況について ②交通安全と防犯について (3)行政運営について ①行財政改革大綱及び行政改革プランの進捗状況と今後の対策について	町長

午前9時31分 開議

○議長（坂口久信君）

おはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は6名であります。質問の順序は、お手元に配付しています表のとおりです。

1番通告者、山口光章君、質問を許可します。

○10番（山口光章君）

おはようございます。通告書に従いまして、質問をいたします。

今回の質問は、太良町の1次産業についてであります。

我が町の経済は、1次産業により保たれていると思っております。しかし、現在我が町がかなめとするところの1次産業が幾らか低迷し続けているのではないかと思われま。私も太良町の町民として、経済の安定と住民の潤いを望む者の一人であります。太良町独自の生き方を選択した以上、このままでは今以上の過疎化として生き残れそうにないとも考えられますし、その気配が目に見えるような気がしないでもないような、そんなムードでございます。どかにか我が町の産業、農水産を活性化させる方法を考えていくべきだと思いますが、トップである町長としての今後の政策はどのようなものか、お尋ねいたします。

町長はよく言われます。皆様の知恵をおかりしてとか、知恵を出し合ってとか、しかし、町のトップが政策を考えることにより町の経済も変動すると思。これはトップ次第で

あると思います。そこで、5点についてお尋ねいたします。

1つは農業について。これはミカン産業その他、農政一般です。

2番目に水産業について。

後でまた再質問しますが、3点目、1次産業における後継者の対策について。

4番目、今後の1次産業に対しての町のトップである町長の考え方、そして、今からの対策、政策はどのようなものであるか。

5番目に、これは4番、5番一様のことにありますけれども、町長自身のよい策ですね、良案。私はこうやってしてみたいと、これが正解なんだと。これは後ほど副町長にもお尋ねいたします。恐らく、町長と副町長の意見は一緒だったら私は困ります。各それぞれ考え方は違いますからですね。太良町は1次産業で生き延びていくための良案はあるかどうか。

いずれも奥の深い難しい問題であると思いますが、あなたならどうするかというようなことでお尋ねいたします。今の太良町は1次産業があつてないようなもののようにも感じます。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

おはようございます。山口光章議員の太良町の1次産業についての質問の1番目、農業、ミカン産業その他についてお答えいたします。

全国の総農家戸数は、昭和25年618万戸であった戸数が平成20年4月現在285万戸、また、農業就業人口は昭和35年、全国で1,454万人であったが、平成19年312万人、そのうち59%の184万人を65歳以上が占めている現況で、47年間で1,000万人以上減少しており、全国的にかなりの農業離れが進行している状況でございます。

我が太良町の農家戸数も昭和60年には1,507戸、農業就業人口2,630人であったが、平成17年度には1,002戸で農業就業人口1,570人と、20年前と比較しますと農家戸数で505戸、就業人口で1,060人も減少し、第1次産業を基幹としてきた太良町は非常に厳しい状況でございます。

原油高による燃料及び資材の高騰、農産物価格の長期低迷、バイオエタノール利用拡大による穀物需要の増加による配合飼料の高騰など、農業経営は先の見えない状況でございます。

昭和23年当時、40ヘクタールの栽培面積であったミカン園は、昭和50年のピーク時には1,217ヘクタール栽培されていましたが、平成17年度の農林統計では786ヘクタールでミカン園経営がなされ、ピーク時から431ヘクタール減少しております。

農業産出額で見ますと、平成8年は82億円の農業産出額のうち30億円あったミカンは、平成17年度には66億円の農業産出額のうち1,080,000千円と落ち込んでおります。

2番目の水産業についての質問にお答えします。

アゲマキの不漁が平成3年から始まり、タイラギの不漁も平成11年からあらわれ、有明海

の海況悪化に伴い、漁船漁業の低迷が長期化し、平成3年の漁獲高は1,954,700千円あったものが平成16年度には364,440千円と大幅に減少いたしております。特に、漁船漁業の方は経営が大変厳しい状況となっております。

3番目の1次産業における後継者対策についての質問にお答えします。

農業の新規就業者は、平成15年から19年度まで7名の方が就農されております。水産業も後継者は平成15年から19年度まで7名の方が跡を継がれております。しかしながら、平成12年と平成17年の39歳以下の農業就業人口は226人から151人と75人も減少し、水産業についても平成10年から平成15年の39歳以下の漁業就業人口は134人から80人と54人も減少しております。

このような状況の中での後継者確保は全国の農村地帯の課題であり、町としましても苦慮しておるところでございます。今後、人材確保のため、建設会社等の農業以外からの新規参入等を支援していきたいと思っております。

4番目の、今後の1次産業に対して、町のトップである町長の考え方、そしてその対策、政策はどのように考えていかれるのかの質問にお答えします。

農業については、平成3年の牛肉・オレンジの輸入自由化による輸入農産物の増加、バブル崩壊と日本経済の停滞による農産物価格の低迷が農業経営を圧迫し、さきに述べた農家戸数の減少により、食料自給率も平成3年は46%だったものが平成18年度には39%の自給率と発表されております。

今後の対策、政策といたしましては、我が町の基幹産業である太良ミカンの光センサーデータ活用及びマルチ被覆の推進によるブランド率の向上、新規作物の導入、露地野菜及び施設栽培の推進などに取り組み、消費者の求める食の安全・安心に配慮しながら、農業の振興、活性化を図ってまいりたいと思っております。

水産業の今後の対策、政策は、牟田干拓の有効利用の件と養殖カキ及びアサリ養殖への側面的な支援、ガザミ蓄養試験の支援等を行ってまいります。

また、平成20年5月21日に発足した漁協と県、そして町で組織する事務レベルの大浦地区水産振興協議会の場で議論し、何らかの漁船漁業の振興のための事業案、対策案等を形づくり、その成果をもって国、県への要望活動や町の事業実施に向けて働きかけたいと考えております。

5番目の、町長自身の良案はあるのか、太良町が1次産業でいくためにはということでございますけれども、私自身の良案はあるのかとの問いであります。前段で答弁いたしましたとおり、農業の疲弊及び有明海の再生は町単独で解決できる問題ではなく、国レベルでの対策が必要と考えております。農家及び農業団体や、漁家や水産業団体と協議し、専門分野の意見を拝聴しながら、農業及び水産業の振興策について国県へ要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

1点目の農業について再質問をいたします。

ここに担当課から過去3年間の資料をいただいております。野菜関係のデータはタマネギ部会、イチゴ部会、アスパラガス部会、カボチャ研究会、またナスビ研究会、果樹関係ではキウイフルーツ部会、ミカン部会、ハウスミカン部会、ハウス中晩かん部会の資料でございますけれども、データによりますと、野菜、果樹だけでも先ほど申しましたように約500戸数余りの1次産業従事者がおられるわけですが、水稻は別として、このデータによる生産額はどれくらいになっておりますか。そしてまた、それに対して町に納まってくる税収ですか、野菜類とかですね。税収はどれくらいになっているのか、また、水稻に対しても同様、教えていただきたいと思えます。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

農作物の関係でございます。イチゴ部会につきましては、平成18年度販売高、農協調べでございます。184,792千円でございます。アスパラガス、19年度37,092千円。カボチャ、19年度7,335千円になっております。税収についてはちょっと把握をしておりません。

○10番（山口光章君）

私が求めているのは税収ですね。税金として納めるのがどれくらいになっておるかというところが大事だったんですけれども、全体的に考えますと、多少ではあります、これをグラフにつくれば年々下向きかげん、これは3年間通してじゃなくても、各部会ともやや落ち込んでおります。これは今現在じゃなしに、その以前からの問題だったと思うわけですね。要するに今の担当課長が課長でないころからの問題点だったと思うわけでございますが、このデータの数値を見て、担当課としてはどのように将来的に感じるのかどうか。

例えば、このままでいいのだろうかとか、これじゃいけないとか、今までが今までだからまあいいだろうとか、JA、農協がどうにかするだろうとか、それを行政の担当として、これからの考え方を聞いてみたいと思えます。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

今、野菜等につきましては、下向きかげんではないかというようなことでございましたけれども、このミカンを基幹とした太良町でありますけれども、なかなか全国的に厳しいような状況の農業の情勢では野菜のほうも振興していかなければいけないというようなことで、個々の部会にはまだ育っておりませんが、新規野菜の換金作物ができないかというようなことで、18年度はカモナスとか、いろいろ太良のほうにまだない野菜等を試験的に農家にお願いして栽培したり、ただし、これにつきましては18年度の台風で収穫前に全部やられ

てしまいました。

それから、あとほかにつきましても、中山地区に高冷の夏のイチゴあたり、単価が高いというようなことで、そういう簡易な施設での高冷地のイチゴとか、町ができる分については普及センターとか農協さん、その辺も含めまして、実際こちらのほうで農家をお願いして試験的なことをやってきておりますけど、今のところ成果が上がっていないという農林サイドの状況でございます。

○10番（山口光章君）

それが担当課としての答えですね。

例えば、タマネギ部会なんかでも、タマネギづくりの方々の中に、部会に入っておられますけれども、本業を持っておられる方がおられますね。例えば、建設会社さんがタマネギをつくってみたりですね。私は1次産業の従事者のことで質問をしておるわけですよ。こういう方々は——つくるなどは言いませんよ、これは食っていくためですから。しかし、本来の1次産業の従事者と比べて、この方々はいいいきに始めることができ、悪いときにはすぐやめれるんですよ。しかし、今までつくり上げてこられた1次産業の従事者なんかは、やめるにやめられんというような状況なんですよ。そういうふうな事態を私は少し懸念するんですけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。これはあくまでも本来の1次産業とは思えないと思いますけれども。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

農業の現状につきましては、先ほど町長から答弁があったとおり、大変厳しい中で過去ずっと農業で努力された方々と、新規参入なさる建設業の方たちとはちょっと意味合いが違うというような御質問だったかと思っておりますけど、農林水産課といたしましては、新規参入、これにつきましては応援をするという立場、農業をやると、建設業の経営内容は私もちよとはかりかねますけれども、農業をやってみたいという方、この方たちがおられれば、例えば、農業を始めるに対しましても資本的な整備が必要でございますので、建設業の方だけじゃなくて、新規にやる方たちはやっぱり資金が必要でございます。そういう場合の制度資金の活用とか、あるいは補助事業を何か対応して、少しでも自己資金を少なくして農業を始められて、農業経営をやってみようという方たちに対しては、それは農林水産課としては応援してまいりたいと思っております。

○10番（山口光章君）

全体からすれば、やはり戸数、作付面積、販売数量、販売高はミカン部会が占めているわけですが、ミカン農家の方々に聞いてみますと、もうミカンはだめばいとか、百姓はもうだめばいとか、そのような寂しい答えが返ってくる場合がございます、実際ですね。これが太良町の唯一の1次産業の方々の言葉なんですよ。

しかし、その中でも独自に町の助成、補助にも頼らず、一生懸命努力されて工夫しながら頑張っておられる方々もおるわけでございます。しかし、工夫のない方、そういった努力をしていないとは言いませんけれども、それに伴っていない方々が今のままでいきますと、恐らく迷路に迷う状態になるのではないかと、そのように思っております。

したがって、そこで担当長としてはそのような方々にどのようなアドバイスを今までやってこられたか、実際どのようなアドバイスをされていかれるのか、そこら辺もお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

努力をしない方じゃなくして、農業を今後どのようにやっていった方がいいのかというのは、やっぱりミカンが基本でございます。それで、ミカンが市場で売れるようになるためには、ミカン部会とかの会議でも話がありますとおり、マルチ被覆というようなこと——ブランド率を上げるということですね、マルチ被覆をして佐賀美人というブランド率を上げるということが大事じゃないかというようなことで、そういう決議もされて、今振興していこうと。

また、光センサー選果機も入っておりますので、その補助のデータ等の活用といいますのは、適地とか不適地が当然、糖度関係がわかってまいりますので、その辺の優良農地の選定をいたして、担い手、いわゆるリーダーとなる方への農地の集積とか、そういうふうな方向で、なるだけ皆さんにブランド率を上げてもらうというのが、ひいては売れる、今のところ価格がどうしても安いというような、これは全国的なことですけれども、ブランド率を上げながらやっていきたいというふうに考えております。

○10番（山口光章君）

いや、あくまでも担当課は帳面上の話みたいにしか聞こえません。やっているのは産業者ですから、そしたら、それをブランド化して、どのようにしたら一番売れると思いますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

市場で売れるためには、消費者がおられるわけですので、どういう品物が売れるのかというようなことで市場の方はマルチ被覆をして出してくださいというような要望があります。そういうことで、やっぱり生産量がミカンあたりになるとロット的に多うございますので、市場に頼らざるを得ない状況だとは思いますが。

その中で、やっぱり市場性のある商品、品物をつくっていくべきだと私は考えております。

○10番（山口光章君）

今、市場という話が出ましたけれども、市場の人を太良町に呼んで接待をして、調子言うて、またはこちらからそういうふうな関係者が団体を組んで、町長を先頭にはっぴを着

て旗を振って、その成果はどのようになっておりますか、そういうことをすることにおいてですね、経費を使って、効果、効果。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

今の質問はトップセールスということで、町長が東京、あるいはその周辺のほうに太良ミカンの宣伝に行くということだと思いますけど、トップセールスは市場関係者との意見の交換、それから実際、消費者のじかの声、それを町長がじかにデパートの先頭に立って体言するというのは、あるいは農協の関係者の方もですけども、体言するのは重要なことだと私は考えておりますけど、ここは町長自身でお願いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

私も昨年から東京の市場等に行っておりますけど、まずバイヤーの意見ですね。バイヤーの意見としては、太良町には議員さんもたちも御存じのとおり、JA、果実協同組合、個人出荷者組合、おのおのありますけれども、本当につくったものをどう高く売っていくかということは、太良町の特産物でございまして、今のところ、農協さんはマルチを徹底してやっておられると、果協さんも。その中でも下部まで全部浸透しとらんということで、バイヤーとしてはマルチ被覆をして糖を上げていただきたいと、そしたら価格的にも高く売れるというふうなバイヤーの意見でございまして、そこら付近を生産者が徹底しておらんということで、今回のミカンの生産者部会の大会でもそういうふうなことしの目標は全部がマルチ被覆をやりましょうというふうなことで意思統一をされております。

どうして昨年度は、糖はあったのに単価的に落ち込んだかといいますと、確かに東京のバイヤーの公表としては、糖は確かにあると。ただ、ミカンの出荷が、温暖化でミカンの皮に幾らか緑が残っているということで、大体極わせにつきましては、10月20日ぐらいまでには今まで出荷で完売しておったと。20日から普通わせに入ることが、それがずれ込んでおるわけですね。だから、極わせがずれ込んで普通わせが来たもんだから、ここでだぶついて単価的に暴落したということで、ある程度単価をたたかんことには商品がはげんと、在庫がですね。だから、単価を安くして売ったというふうな状況でございまして。

私もちょっと上を見させていただいたんですけども、愛媛とかなんとか、いっぱい来てだぶついて、箱をちょっとあけさせていただいたんですけども、全部カビがふいて商品にならんごとしておるわけですよ。そういうふうで、やっぱり太良ミカンはよそと違いまして、これはよそより早く極わせで勝負せにやいかんとつくづく感じたところでございまして。

私はそういうふうな視察をしまして、バイヤーとも話をして感じられたのはそういうことでした。

以上です。

○10番（山口光章君）

よく言いますよね、今のままじゃいかんとか、どうにかせねばいかんとか、どがんじゃいせんばとか、もちろんそのとおりかもしれませんが、しかし、思っただけで発想は浮かばない、言うのは簡単ですね。ならどうすればいいと思いますかと言われるれば、答えが出ないと。

昔の杉崎町政のころ、杉崎町長がよく言っておられました。衣食を絶って礼節を知るですね。それも必要だろうけれども、やはり町の経済安定が第一だと。花よりだんごだと。それは衣食を絶ってまで礼節を重んじる必要はないんじゃないのかと。今の究極の立場では、絶対花よりだんごなんです。私はそのような考えが太良町には必要だと思いますけれども、その点をどのように感じますか。もっと真剣に考えにゃいけない立場になっておるんじゃないかと思うわけですが、そこら辺はどのように感じられますか。だれでんよかです。

○町長（岩島正昭君）

太良町は、皆さんたち御存じのとおり、前町長時分から田なおし事業ということで、田んぼにつきましても、国庫補助対象にならんやつは町の単独でも田なおし事業がありますと。どんどん田んぼもそういうふうにして町費を突っ込んで、一般財源で整備をして行っておりますけれども、稲の作付が終わって太良町を見て回りますと、このごろ少しはタマネギはわかっておるんですけども、ほとんど裏作はないんですよ。本当に1次産業の方が困窮しておるのかなということをつくづく感じます。

それと、昔から太良の町民は特にですけども、私はどこかの会議でも言ったんですけども、何かやってみんねと言うと、補助はあつとかなと。まず補助があればやってみようかと。そして、補助をやれば、二、三年でやっぱりやめた。ちょっとこれはやかせんというふうなことで、1次産業がこういうふう到低迷している中では、本当に真剣に農作物等も鋭意努力をしながらやってもらわんことには、行政が幾らやっても結果は知れておるということで、私は町民の声を聞きながら、本当にやる気のある人には、波及効果のある人については補助をやりますというふうなことを再三言いはるとは、そこら付近から感じたものですから、そういうふうなことをやっているわけでございます。

今後の作物については、ミカンももう少し規模を、これから先のミカン産業につきましても、こういうふうな高齢化にもなっておるものですから、ある程度規模を縮小してもっと手入れをしてもらうというふうな時代が来ているんじゃないかと思えます。

それともう1つ、この前、ちょっと知事とお話をした中で、キウイフルーツをある一町でやっているんですけども、黄金のキウイフルーツはブランドになっばいというふうなことをちょっと聞いたわけですけども、太良町もある人がやっておられます。その単価の状況を見ながら、これはいけるばいと思うならば、そこら付近も普及をしてみたいなというふうな考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

本年度の総額予算が約79億円、その中で一般会計予算が約46億円と。これは町民に対しての最低限の潤いと満足感を与えているような金額だと私は思います。辛抱せにやいかんけんですね。本年度、我が町における地方交付税が大体幾らぐらいになっておるのか。その金額が年々縮小されていけば、やはり経済の安定にひびが生じる可能性も大であると。先ほども言ったように、どうにかせねばならないと思うわけですがけれども、今度就任されました副町長、この1次産業に対しての思いを聞かせてください。これは副町長としての考え方ですから。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

私は先ほどから町長、課長が答弁しておりますように、考え方は一緒でございます。それで、町内にはJA、それから果協さん、それから個人出荷者組合と、こういう団体がございます。ですから、こういう団体の方の意見をよく聞きながらやっていかんかというふうに考えております。そして、先ほどから町長も言うておりますように、行政だけでどんなに笛を吹いても、やっぱりそこに踊ってくれる人がいないと完成しないわけでございますので、そういった意味で私が考えているのは、農家の意向を十分把握して、家族の労働力とか、経営の形態とか、それから適地ですね、そういったものについて、今でもこういった団体でいろいろ推進していただいておりますけれども、そういった意味でのさらなる営農指導をやりたいなというふうに考えております。

それから、先ほど町長も言いましたように、農地の有効活用ですね。圃場整備をしても、結局裏作のほうはほとんどできていないと。タマネギが若干あり、幾らかはちょこちょこ野菜等もつくっておられるようですがけれども、まだ私は土地の有効活用が十分されていないというふうなことに思っております。

それから、労働力の、どうしても高齢になれば、裏作をつくりたくてもできないという方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方については、やはり土地の貸し借りあたりをもっと推進して行って、中核農家といいますか、そういった方に農地を集積していけばというふうな考えを持っております。

それからもう1つは、ミカンの名前がいろいろ品種別であるようですがけれども、太良町はこれだというミカンの名前を統一していただいて、ブランド化づくりですか、太良町ミカンというのの名前を一定して、どこでもこの名前は太良町のミカンだというふうなことをひとつやっていただければなというふうなことで考えております。

そして、こういった組合関係の方とも協議をして、町がお手伝いできる分があれば、先ほど町長も言いましたように国や県にもお願いして、協力をしていきたいというふうなことで考えております。

以上です。（「あれは、交付税はどれぐらいですか」と呼ぶ者あり）

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

今年度の交付税というのは、7月後半ぐらいになって普通交付税が確定するという、それと特別交付税についても来年の3月に確定するという、今現在ははっきりしていませんけれども、昨年並みの交付税は確保できるんじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

次、2点目に入りますけれども、1次産業における水産の部門であります、今日、有明海のいろいろな問題で水産業が思うようにいかないという感じがしないでもありません。平成18年度で、多良、大浦合わせて組合員が合計332人ぐらいいるとのことですが、これも先ほどお尋ねしたとおり、生産額と、それに対しての税収はどれぐらいになっておるのか。

例えば、個人で漁師さんたちがアサリなんか、個人販売している方がおられますよね。そういう方々の税金とかなんとかは、収入額とか、そういうふうなあれは不明な点が——魚をとってきては売り、個人に売ったり、あんなのは不明な点も生ずると思っておりますけれども、そこら辺はどのようになっておりますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

農林水産課のほうでは、ちょっと税金のことについては把握をいたしておりません。

○10番（山口光章君）

それはそれとしてよろしいですけれども、実際、そういうふうな不明な点が数多く生じるんじゃないかと、私はそう思っております。

次に行きますけれども、前百武町長、昔の方々ばかり言うわけではございませんけれども、事務的なものはどうかと思いますが、太良町にかける思いは非常に情熱的で、そのような気がしました。とにかくどこに行ってもしつこいぐらいに何事にも興味を持って、この太良町のアピールを欠かさず、宣伝力を物すごく強く感じられました。我が町を思う気持ちはかけがえのないもので、1次産業が落ち込むと、言うまでもなく、町においても経済も比例して落ち込んでしまうと。このような状態が年々続いている。努力しながらも、先々もこのような傾向になりつつあるのは明らかであると。

その模様を見て、百武町長は1次産業と観光をドッキングして豊かな経済の安定を目指して努力し、ノリ共同化にしろ、カキの養殖にしろ、ミカン農家への助成など、極めてほどよく行き届いていたと思いますが、今現在、そういった政策ですね、観光と1次産業をどがんかしてやるぞと、あの出発点はよかったんですけども、今現在、その意向はどのように引

き継がれているのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

太良町の観光の目玉といたしますと、やっぱり竹崎カニだと思います。そして、ここ近年は養殖カキ、竹崎カキということで、カキ街道もあるというようなことで大分定着してまいりました。

ただ、竹崎カニのほうは正月明けぐらいには、やっぱり冬で収穫がなかなかないというようなこともありますので、その時期に蓄養したカニを提供できればというようなことで、とし、平成20年度で2年目になりますけれども、漁協、今は大浦支所となっておりますけれども、そこが蓄養をして、そして、町内の旅館業者にカニの少ない時期、冬場に提供できないかということで、品物が少ないです、そのころは価格も結構します、9月、10月の安いやわらのカニを安価で仕入れて、それを蓄養して売るというようなことで、観光と結びつけた蓄養を現在2年で行っております。

それから、養殖カキのほうでございます。こちらのほうは、先ほど町長が答弁いたしておりました有明海の海況不良で、昨年度シャットネラという赤潮発生がありましたけれども、その前までは順調な生育で100トンを超える生産量だというようなことで考えておりましたけれども、長期の赤潮、貧酸素の海況不良で50トン未満というようなことで、大変期待していたのに残念な結果と昨年度はなっております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

1次産業と観光をドッキングして経済安定を図るというふうな考え方をしておるのは、その考え方は今から先続けていくのかどうかというようなことなんですよ。町長が変わるたびに政策が一回一回変わりよっちゃいかんわけですよ。だから、そういうふうなあれをもっと応用しながら進んでいくのかどうかと、それを聞きたいわけですよ。

○町長（岩島正昭君）

これは当然のことです。こういうふうな大都会に離れた太良町につきましては、1次産業と観光はドッキングしていかにか、価格が低迷すれば低迷する収入減にもなりますから、これは現に議員さんたちも御存じのとおり、町境の道の駅もそういうふうなことで、地場産業で1次産業とドッキングしているということと、もう1つは、今担当課長が言いましたとおり、まず太良町は竹崎カニで観光を特に売り出しておるものですから、そういうふうな本当の冬場の竹崎カニが冬眠した時期にほとんど捕獲できないということで、蓄養施設等々を試験的にことしで2年目になりますけれども、そこら付近を観光のメインにやっていきたいということと、もう1つは、太良町はせっかくこういうふうな山あり海ありですから、カニだけじゃなくして、山菜料理、いわゆる四季四季で、しゅんのものを出したらどうかと

ということで、例えば、山のゼンマイとか、あるいはダラウメ、シイタケもありますし、そういうふうなものを旅館組合のおかみ会にもお願いをしている状況であります。

それともう1つは、こういうふうなイノシシも大体昨年度は80頭ぐらいですか、太良町でとれたものですから、これも冬場のシシ鍋等々で出したらどうかということで、これは猟友会の会長さんともお話をしながら、それは旅館組合でそういうふうな要望があればやってもいいですよというふうな了解をいただいているものですから、山、1次産業、農業、林業、そういうふうなのをドッキングしながら、旅館等々でそういうふうな太良町の目玉商品として観光に力を入れたいと、そういうふうには思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

水産業の問題に触れてみますと、県のほうも有明海地区における水産資源回復対策関係事業を実施しているところでもありますけれども、以前のように有明海漁場における豊富な漁獲量があればこのようなことはないと思いますけれども、平成13年度から海底耕うんなどの事業を実施、平成20年度には140,000千円の予算の計画で——計画じゃない、もう上がっております。また、二枚貝類を食害とするナルトビエイの駆除ですか、そういったものに4,000千円、漁場環境保全推進事業に1,410千円、漁場の整備事業関係だけでも平成20年度、本年度に148,491千円を予算化しております。

栽培漁業資源管理関係でも、佐賀、福岡、熊本、長崎の4県にまたがってクルマエビの放流とか、そういうふうなことに5,814千円、資源回復計画対策事業、さまざまございます。また、試験研究関係ではタイラギの死滅の原因究明などに19,841千円、とにかくこのように合計約179,456千円の予算をつくっておるわけです。

この有明海水産業の究明には、実際県のほうも十分に力を入れているわけですよ。しかし、やはり自然との闘い、恐らく有明海の力が弱まっているのではないかと、そのようにも考えられますけれども、この事態をこれだけ県が一生懸命になっているというようなことで、やはり対策、難しい問題ですけどね、この辺をどのように対策をとっていかれるのか。県もこういうふうに一生涯懸命なっておるんだから、地元の産業をいかにして克服してやらねばいかないかというふうな手助けじゃないけれども、そのような面をお伺いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

確かに太良町の、特に大浦地区は個人漁業が主体でして、貝類等が主でございます。

ことしの3月15日に大浦漁協で、今、現農林水産副大臣である今村さんをお呼びして意見交換会をしております。その席で、そういうふうないろいろな要望等がございました。例えば、有明海は太良町だけでなくして全体的な問題ですから、海底耕うんの問題とか、あるいは今、有明海再生で、国のほうでそういうふうな試験等を行っておりますけれども、これは民間、いわゆる漁業者の実際に従事している人も、漁協関係もそのメンバーの中に入れ

てくれとか、学者同士でも実際の問題はわからんというふうないろんな意見が出まして、最終的には沿岸に覆砂をして、アサリ貝等々に国でそういうふうな事業をできんかということ等も要望がございました。

そこで、どうして竹崎のほうがタイラギは立っとなって死滅するかということで、私は素人なりに、今、有明海では川副の犬井道付近は干潟がうーんと、何百メートルと低いわけですね。ただ、大浦地区は干潮になっても潮水が残っつとですよ。ということは、海底がそれだけ大浦のほうが高かじやなかですかと。それで、いろんな悪水等々が潮が引くときにずうっと流れてきて、太良町の沖合にたまっておるじゃないですかと。だから、海底耕うんも一つの方法であるだろうけれども、イタチごっこじゃないですかというようなこともちょっと申し上げております。

現に漁協の組合員の方が写真を携帯で撮ってきてんさったですけども、最終的に赤腐れノリが上がるときに、全部くずノリを海に捨てると。そいぎ、海底の中にいっぱいノリがたまっておるということで、今村代議士にちょっと潜水服を持ってきておるけん、下に潜って確認をしてくださいというふうな、そういうふうな意見等もありまして、これはやっぱり漁業者同士でのある程度のモラルの問題じゃないかということで、ちょうど漁連の本部からも見えてきておったですから、そこら付近も今村代議士からも言っていたいて、太良町だけが漁船漁業で、あとは海面漁業ですから絶対数が少ないと言わんで、実態をもう少し漁協で検討してくれというふうな意見等も代議士にお願いし、また、漁連の部長等も来ておったものですから、そこら付近も話の中で出ております。

今後、これは有明海再生の中の一環として町のほうも県のほうにもお願いしながら、県のほうも有明海沿岸の市町村水産振興協議会とって有明4市2町でまた別の協議会をつくっておりますから、そこら付近もあわせて国、県等にもまたそこら辺の実態を申し述べていきたいと、かように思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

ちょっと時間がございませんので、3点目に移らせていただきます。

3点目の1次産業に従事する後継者の問題についてでございますけれども、昭和元年ぐらい生まれの人たちが最大の努力をされて、太良町の1次産業を守り、今までこの太良町を盛り上げてこられたのは事実であると思います。その方々のおかげだと言っても過言ではございません。

しかしながら、今の1次産業はどうでしょうか。これが問題なんですよね。しかしながら、今の1次産業はどうでしょうか。非常に不安定だと私は思います。先が見えていないような気がいたします。そのような産業の後継者が何で残ろうと思いますか。後継者が生まれないのが当たり前のような気がいたします。それこそ、どがんかせにやいかんで始まり、ど

うにもできないで終わってしまう。この状態を一日も早く克服せにやいけないと思っております。

先ほど申しましたように、ミカンづくりをしている人からミカンはもうだめだという声を聞けば、おのずと後継者は残りません。水産業の問題においても、先ほどの3月の一般質問で川下議員が一生懸命熱心に後継者不足のことを言っておられました。そしてまた、有明海の調査のことも言っておられました。今、地元の国会議員の今村さんの話が出ましたけれども、今村さんに会ったときは言うてくいと、町長、どがんかお願いしとかんばいかんですよとか、そういう声も言っておられました。

しかし、6月2日に東京の農水省で水門開放のデモがありましたね。農業も大事、水産業も大事だというようなことで行きましたけれども、農林水産副大臣が2名おりながら、その答えはどうだったかといいますと、新聞では口頭で「後で文書で報告する」というようなことで終わってしまっておるわけですね。

だから、やはり農水省側に農林水産副大臣が2人おったら、それはこちらの人たちの歯どめなんですよね、実際言うて。県がし切らっさんけんですよ。これはちょっと横にずれてしまいましたけれども、そういったことで地元の国会議員さんたちは余り当てにはならないなと、そのように思うわけでございますけれども、実際、1次産業を支えていく人たちがいないということは非常に寂しいことだと私は思いますので、この実情を町としてはどのように考えていかれるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

ちょっとこれは難しい問題でございますけれども、確かに厳しいのはわかります。

さっきもお話がありましたとおり、農地の有効利用等々で、例えば、こういうふうな原油価格の高騰に伴い、畜産農家と農業等がタイアップしながら、畜産の農家が水田等の裏作をつくっていないそこら付近の田んぼを借って飼料等をつくって、あとは堆肥を有効利用してまた使うとか、なるべくそういうふうなコストの安い農産物をつくって、今の時点では高収入を上げていかにや、普通にしよっては金は取り切らんと 생각합니다。そこら付近を各専門部会で、畜産と農業との、例えばミカン畑ともそういうふうな有機肥料栽培等をやって、そこら付近の対策を今後検討して、幾らなりとも農産物の生産についてコスト削減を図っていかにや金を取れないと思いますので、今後、そこら付近を指導等々していきたいと思っております。

○10番（山口光章君）

わかりました。これも町の経済に十分関係することではありますが、県のほうで今年度「佐賀牛」素牛生産拡大支援事業費として15,979千円予算を組んでおります。目的としては、県産の肥育素牛の自給率の向上を図るため、共同子牛育成施設、すなわちキャトルステーション等の整備に向けた取り組みや、受精卵移植を推進するための体制整備に対する助成という

ことになっております。また、E T利用グループが取り組む受精卵移植にかかわる経費の一部の助成でもあります。この目標というのは、肥育素牛の県内自給率を平成22年度までに33.3%ですか、延ばして、約8,000頭にすることだと聞いております。

そのような中、私どももキャトルステーションの視察にことしの1月に行ってまいりましたが、そのような中、太良町でも今里地区の方が工夫と努力で畜産産業に力を注いでおられます。並大抵のことではないと思いますし、畜産の活性化と生き残りを目指し、大きな努力をされていると私は思います。県が力を入れている以上、我が町の産業とするところの畜産に対しての後押し推進はどのようなものか、お尋ねいたします。

先ほど町長が言われましたように、やはり意欲のある方ですね、もうそういう方にはどんどん手助けをしてやりたいというような気持ちは十分わかりますけれども、そういう意欲のある方々に対しての対応を今後どのようにしていかれるのかですね。実際、佐賀牛もアメリカに行く時代ですから、本当に考え方を改めてやっていかにやいけないんじゃないかと、そのように思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、議員おっしゃったように、視察等々、畜産農家でキャトルステーションの話も出ております。ある程度、県の振興策で事務費等々と視察等の予算を組んでおりますけれども、確かにキャトルもいいですけれども、堀さんがさっき今里でそういうふうな放牧関係をやっているということで、今、畜産農家自体がおれは放牧でしていく、おれはキャトルというふうなことで、ある程度意思統一がまだできていない状況ですよ。

今、ずうっと各集落を担当課が回って、そういうふうなアンケート調査をしておりますけれども、それがある程度決まれば、皆さんのやる気があればちょっとやってみんかいということと、まだあやふやで、さあキャトルをつくった、ああつくったばってんが、ちょっとおれは預けじ我が飼うていっちょこうというふうなことが今まで、大体ライスセンターにしる、光センサーにしる、そういうふうな実績があったけんですね。そこら辺を十分皆さんたちがそういうふうな意思を統合して固まればそういうふうにしていきたいということと、もう1つは、太良町はミカンの後継者がいなくて荒廃地がたくさんあるということで、放牧も一つのいい方法であると思います。

ただ、これはある程度土地の集約化が要ります。今の70歳以上の方は、こういうふうな荒廃地で荒れてしもうとるけんが、その土地を貸してもらえんでしょうかと畜産農家がおっしゃった場合に、いや貸さんと。貸せば先々おとらるっじゃいわからんというふうなことで、昔の農地解放等々のことを思い出したごととして、貸しはされんということで、農業委員会の会長さんにもそこら付近をお願いしながら、農地の集約化をもう少し畜産農家等々も意見を聞きしながら、農業委員会が先導をとってやってくださいというようなことも会長さんに直接お話をしております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

時間がございませんけれども、伊福地区にこのたび牛の放牧をされておりますけれども、県のモデル的事業だと聞いております。これもまた、今後のやり方はどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

この事業は、有害鳥獣対策費として51,861千円の予算を県のほうで組んでありますけれども、目的はイノシシによる農産物被害の防止だと思っておりますが、その成果、効果はまだはっきりしないと思っておりますけれども、今後、どのようなやり方をされていかれるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思っております。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

伊福地区につきましては、先ほど議員言われたとおり、県のモデル事業で、牛の放牧を主体としたイノシシ対策ということで実施されております。

平成20年度につきましては、多良地区のほうに1カ所、県のほうから予算を太良町のほうにというようなことで、今、多良地区のほうに地区の選定に入っておるところでございます。

それから、放牧の話が出ておりますけれども、このイノシシ対策になるとは思っておりますけれども、町内で既に7カ所は小規模ながら、牛の放牧による荒れ地の解消——荒れ地の解消はイノシシのすみかになるのを解消するということでもございますので、町のほうとしまして、まとまったところがあれば放牧等にその推進のための牛の貸し出しとか、そういうところもこちらのほうでは情報を提供して手助けをしていきたいと思っております。

○10番（山口光章君）

4点目、5点目は、これは一緒みたいなことですがけれども、最後になりますけれども、今までは歴代の町長がやっておられた自分独自の抱負、自分はこのようにしたい、このようにやって太良町民の経済を安定させていきたいというような答えが欲しいんですけれども、そういった抱負はございませんか。もう1年になりましたので、山を買うのもいいでしょう、定住策もよろしいでしょう。しかし、やっぱり一番しっかりしておかにかん基盤は1次産業だと思っておりますので、そういった面で最後にお尋ねしたいと思っております。

○町長（岩島正昭君）

時代の流れで、1次産業も全国的に大変厳しい状況ですよ。だから、1次産業をどう持っていくかというのは、これは大きな課題でございます。

ただ、太良町の場合は1次産業、農業を外してあとは何が太良町に残るかということ、これは重大な問題ですから、さっきも言いましたとおりに、世の中の状況を見、試しにさっき言ったキウイフルーツとか、そこら付近を、ミカン云々じゃなくして何か切りかえていかにかんのかないかと思っております。

どうして私がこういうふうなことを、切りかえていかにやいかんかということを上げるといいますと、こういうふうな温暖化で東京の市場のバイヤーが今全国的に温暖化で、ミカンが南九州から静岡ぐらいたったばってんが、また東北にきエリアが伸びようです。だから、どうしてもミカンの出荷量が多くなるということで、ミカンはミカンとしてある程度規模縮小をして、何か他の作物に切りかえる時期が来るんじゃないかということで、そういうふうなキウイフルーツとか、あるいは何人かしていらっしゃるマンゴー等々も、試験的にも大体出荷も生産量も乗っておるということですから、そこら付近の指導も受けながら、ハウス栽培はやっぱりやっつけていかにやいかんだろうと。ハウス栽培をやれば人数も、小規模でいけば親子3人ぐらいたったばってん栽培もできると思いますから、そこら付近を普及していきたいと思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

我が町の1次産業、主幹産業が安定して、これから先、幾らかでも町民の経済が潤うことを願いつつ、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

2番通告者山口厳君、質問を許可します。

○2番（山口 厳君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

先ほど質問されました山口議員の内容とはちょっと一緒だと思いますけれども、私も太良町の農業に対する取り組みについての質問でございます。

太良町の基幹産業の一つである農業は、原油の高騰に伴い、関連商品の値上がり、さらに輸入に頼る肥料原料の需要増加と輸出国の資源保護の動きから、大幅な値上がりは必至の情勢です。主要原料及び海上運賃すべてが史上最高の高値を更新しております。2年間で80%と、大幅な値上がりをした第1次オイルショックを大幅に上回る勢いで私たち農家に値上げの通告が現在来ているところでございます。

しかしながら、輸入農産物の増加、商品の買い控え等に伴い、農産物がなかなか価格に反映されないのが現在でございます。この厳しい農業経営の中で太良町独自の農業振興と対策を、答えが重複するとは思いますが、町長、それが1つ。

もう1つ、鳥インフルエンザの防疫措置と太良町の取り組みについて、この2点を町長、答弁をお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

山口厳議員の、1点目の太良町の農林業の振興対策についての1番目の太良町農業の振興、対策についての質問にお答えをいたします。

先ほど山口光章議員の質問で答弁いたしましたとおり、原油高による燃料、生産資材の高騰、配合飼料の高騰など、農家戸数及び農業就業人口の減少と国内外の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。農家、農業団体と協議をしながら、現場の意見を拝聴し、国、県の協力を得ながら、町の農林業の振興を図ってまいります。

2番目の、急務とされる鳥インフルエンザの防疫措置の取り組みについての質問にお答えいたします。

平成16年1月に国内において79年ぶりに山口県で発生し、その後、大分県、京都府で発生をいたしております。当時は韓国、ベトナム、カンボジアなどアジアを中心に発生が広がっております。佐賀県では、発生と同時に防疫体制の周知徹底と風評被害防止のため、飼育農家並びに愛玩用として鶏を飼育されている方へ消毒の徹底のために薬剤を配布し、早期に対応いたしております。

太良町は、県内でも有数の鶏生産地であり、危機感を抱いておりましたので、愛玩用で鶏を飼育される方を独自に調査し、これは250軒ございました。家畜自衛防疫協会が保存しておりました消毒液を、武雄の西部家畜保健所の獣医師とともに県に先駆けて消毒液の配布を実施いたしております。

防疫についてのチラシ及び町報への掲載、風評被害の予防等のチラシは毎年配布をしているところでございます。

平成16年2月には、県の防疫対策本部設置要綱が制定されたのを受け、町も対策要綱を制定いたしております。内容については、防疫から人体への被害防止まで広範囲にわたって定められております。町内には商社系、農協系の飼養農家が16戸ございまして、常時79万羽が飼育されております。当初は自衛の方法も各社さまざまでありましたが、現在はマニュアル化され、全農家防疫体制は統一されております。

また、愛玩用鶏の飼育者に対しましても、毎年保健所と町職員で消毒液を配布し、指導に当たっております。

県では、発生を想定した防疫演習を行っております。不測の事態に備えて体制の整備はできていると思います。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

先ほど答弁ありがとうございました。

今、町長の答弁のとおり、この農業問題は全国的な農業問題でありまして、簡単に解決できる、そんな問題ではないということは私も重々わかっているところでございます。

しかし、先ほど農林水産副大臣の問題が出ましたように、佐賀県には幸いにして2人の農林水産副大臣がおられますし、こういう農家の苦しみというものを会のあるごとに町長、あるいはまた、関係役員の皆様方が伝えていただいて、よりよい解決策が一日も早くできるよ

う願うところでございます。

そしてまた、町長が申しましたように、各組織の代表、また、部会の代表と話し合いながら農業政策に取り組むということで、大変期待しているところであります。どうもありがとうございました。

それで、太良町独自の農業政策といたしまして、私が考えるところ、一番大きな問題は高齢化の問題、そしてまた、先ほど話にありました後継者の問題ですね。こういうものを全部いろいろと考えますと、最終的に中山間地が多い太良地区の営農というのは、集落営農が最終的な目的に入るんじゃないかなろうかと、こう考えるところであります。

しかし、この集落営農組織をつくるにいたしましても、やはり一番大事なのは地域のリーダー、担い手の育成かと、こういうふうを考えるところであります。今、厳しい条件でなかなか難しいとは思いますが、やっぱり地域のリーダー、担い手の育成となった場合は、最終的には家族協定、そしてまた、認定農業者、農業法人、そういう人たちがある程度地域を引っ張ってくれるんじゃないかなろうかと、こういうふうに感じるところでありますけれども、今、その家族協定、そしてまた、認定農業者は、太良町ではどのくらいの人々で推移しているのか、そしてまた、家族協定は役割分担、報酬、休暇、いろいろ取り組みがあると思いますけれども、その内容あたりをちょっと報告お願いしたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

認定農業者につきましては、農林水産課のほうでお答えいたします。

現在、認定農業者は109戸でございます。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

お答えいたします。

家族経営協定につきましては、農業の家族関係を近代化し、農業後継者の確保や女性の地位向上に資することを目的として平成10年度から取り組まれまして、現在、満10年を経過した段階で133の家族が協定を締結されております。

それから、協定の内容につきましては、経営方針、役割分担、休日、報酬、家族会議等をそれぞれの家族に合った、家族内の十分な話し合いを通じて協定されているところです。

以上です。

○2番（山口 巖君）

なかなか厳しいことで、取り組みも難しいとは思いますが、一つ一つ確実に実行していただければ幸いです。

それと、太良町の農業というのは、もう少し考えてみますと、近くに大きい消費地がないということが一番ギャップじゃないかなろうかと、こういうふう考えるところであります。高い輸送コストをかけて消費地まで運ばないかと。これを考えてみますと、町長も会議の

たびにあいさつのときに申しますように、付加価値の高い農産物、これが最終的に我々農業者がつくる問題じゃなかろうかと、こういうふうにと考えるとございませうけれども、先ほどミカンの話も出ましたが、ミカン農家はいち早くセンサーを取り入れ、そしてまた、高畝栽培、そしてまた、マルチ栽培と。そして、ここ二、三年取り組んでいるのがエコファーマーですね。ああいう県の認定を受けながら、やっぱり有利に販売というふうな格好で進んでいるとございませうけれども、先ほどの答弁のように厳しいミカン情勢でございませうので、なかなか答えがつかないというのが現状じゃなかろうかと思ひます。

しかし、他の作物もいろいろと取り入れているという課長の答弁でございませうが、特裁ですね、付加価値をつけるためには特別栽培ですね、そういうふうなのが一番の近道じゃないかと、こう考えるとありますが、特裁に対しての太良町の取り組み、そして、どういふ特裁がどのくらいいるのか、よかつたら数と内容あたりを御説明できればと思ひます。

課長、答弁をお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

特別栽培の内容でございませうけれども、3種類ございませう。

認証が一番難しいのが化学農薬を使用しない有機栽培ですね、これはJAS農家ということになりますけれども、太良町はまだ1戸でございませう。

それから、化学農薬、化学肥料5割減ということで、特別栽培農作物をする方を特別栽培農家と、5戸でございませう。

それから、先ほど議員はエコ農家と言われました。減農薬、減化学肥料ですね、これを栽培する農家のことをエコ農家ということで、トータルで413戸、今登録がなされております。うちミカンは379戸ございませう。タマネギ4戸、イチゴ13戸、アスパラ、同じく13戸と、あと二、三戸あるというようなことで、トータルで413戸ございませう。

○2番（山口 巖君）

大分数字的にも、以前として大分ふえておるなと考えるとありますが。

それともう1つ思ふのは、集落営農、地域を巻き込んでの営農と。こうした場合考えるのが、高齢化対策の一つになろうかと思ひますけれども、やっぱり機械利用組合ですね。そういうふうなものを立ち上げて、お年寄り、あるいは奥さんたちの手助けができると。こういうふうなのが一つの方法ではないかと考えるとありますが、機械利用組合の推進の内容ですね、どのくらい進んでいるのか、地区は別としてちょっとわかるところまで結構ですので、説明をお願いしたいと思ひます。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

太良町内に機械利用組合は現在2地区ございませう、あと山間地域に1地区、農協さんと

機械利用組合の設立に向けた推進を図ったところですが、なかなか設立まではいかない状況でございます。これにつきましては、所有機械の処分の問題とか、いろいろございまして、先ほどから中山間地域の中での営農ということであれば、やっぱり機械利用組合とは重要と考えておりますので、今後とも農協さんともども推進を図っていきたく思っております。

○2番（山口 巖君）

先ほど申しましたように、農機具の大幅アップということも現に通告がメーカーから来ておりますし、必ず最終的結論はそういうふうな格好に流れるんじゃないかと思っております。

そしてもう1つ、課長にお聞きしたいんですけれども、以前、太良町水田農業推進協議会というのがありました。町長、山口光章委員長のもとであったわけですが、その際、農業委員の代表の方から大浦地区にも何とかそういう組織をつくるように努力をやってくれと、こういう要望があったと思っております。課長も何かメモしているようでしたけれども、そこに何か取り組んでおられるのか。もしなかったら、考えをちょっとお聞きしたいと思っております。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

会議の名前は、太良町水田農業推進協議会の中での話だったと思っております。委員さんの中から大浦地区にも大事だからということで、大浦地区にはできないかという御意見がございましたので、今後地区を選定しまして、農協さんと推進を図ってまいりたいと考えております。

○2番（山口 巖君）

何度も言うように、なかなか難しい問題で簡単に解決される策ではありませんけれども、ひとつしっかり取り組んで、1つでもいい方向に動けばと、こう考えております。

そしてまた、先ほど町長が答えていただきました鳥インフルエンザの防疫措置の問題ですが、町長の答弁を聞いてほっと安心しているところが今の現状でございます。

と申しますのは、ことしの4月、秋田県で白鳥より、5月に入りまして北海道で2カ所、大白鳥よりウイルスが検出され、また大騒ぎとなったところでございます。また、お隣の韓国でも5月10日現在、シギまで含めて40の例が報告されまして、渡り鳥も報告されたところでもあります。

私たち太良町にも水田、田植え、また水ためと進んでおりまして、朝早く散歩していると、渡り鳥あたりが二、三種類水田に入っているところがございますので、あえて今回、こういう質問をさせていただきました。

なかなかウイルスの問題というのは、養鶏農家はぴりぴりして、一年じゅう気を張ってしているわけですが、私たち関係のない人は何か気の緩みというか、気づかないというのが大部分じゃないかと思っております。そしてまた、被害も調べてみますと、風評被害というのが物すごい金額で、はかり知れない金額というふうになっておりますので、太良町

行政の対応というのは物すごく大事なポジションにあるんじゃないかと、こういうふう
に思うところでございます。

それで、やっぱりこういう時期でもありますので、いま一度、太良町としても情報の呼び
かけ、そしてまた、巡回指導を強化できればと思っているところでございますけれども、関
係者の答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

今、議員御指摘のとおり、鳥インフルエンザが発生した場合には移動制限あたりも出てき
ますので、大変経済的に鶏、ブロイラーの経営農家は打撃を受けますので、発生しないよう
な予防が一番大事だと思っております。特にチラシ等の配布も毎年行い、それから西部家畜
保健衛生所がございまして、巡回指導等を一緒に行い、防疫について今後とも厳重にやっ
てまいりたいと考えております。

○2番（山口 厳君）

ありがとうございました。

農業問題はこれで最後になると思っておりますけれども、1つ、大きな問題がまたありまして、
というのは、多良地区ではイノシシですね、こういう有害鳥獣ということでイノシシ被害を
大分こうむって、農家は大変迷惑をしているところでございます。

地区地区によっては、部落で幾らかの経費を出しながら対策を練っているところでありま
すけれども、こういう動物というのは一晩に何キロと移動するところでありまして、部落で
の小さい対策ではなかなかイタチごっこじゃなかろうかと、こういうふうに感じているとこ
ろでございます。

そしてまた、今年度より有害鳥獣対策というのがまた幾らかの見直しがありまして、内容
等も幾らか変わっておりますし、有害鳥獣に対しての地区じゃなくて、太良町全体の取り組
みをもし考えがあれば教えていただきたいと思っております。

ということは、有害鳥獣は町村から申請をして、県が受け取って農水省に出すと、こうい
うふうな格好にことしからなっておりますし、1回目の締め切りが済みまして、2回目は今
受け付け中ということでございますので、その辺のところも踏まえて回答をお願いいたしま
す。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

鳥獣害対策のイノシシ対策につきましては、県単事業が昨年度までであってございましたけれ
ども、20年度から国の対策へ移行されたというようなことの今の締め切りということだった
と思っております。これに関しましては、イノシシ対策につきましては、町内だけでなく、やっぱ
り隣接の市を含め、ひいては多良岳一円の対策ができないかと、重要な問題だと認識してお

ります。

ただ、国の対策につきましては、いろいろ制約がございますので、なかなか難しい面もあるかと思いますが、県のほうに今度その対策の内容等を、町でどのくらい実施できるかというような打ち合わせも今後計画しておりますので、その事業について詰めていきたいと思っております。

○2番（山口 巖君）

今の対策ですけれども、藤津地区に地域の対策協議会があっていると思います。2市1町ですね。嬉野市、鹿島市、太良町、この3市町で広域的に対策を練って頑張っているところでございますけれども、そういうふうな人たちとも話し合っ、何かいい策でもできればと考えるところでございます。

これをもって農業問題を終わらせていただきます。

○議長（坂口久信君）

山口巖君の質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

山口君の質問を許可します。

○2番（山口 巖君）

2点目の山林購入の件についての質問ですが、先ほど大橋恒産所有の山林購入に至ったこれまでの経過と、今町長が購入に踏み切った大きな要因をよかったら回答願いたいと思います。

○議長（坂口久信君）

山口巖君、2番までしてください。

○2番（山口 巖君）続

2点目は、今新しく取り入れました佐賀県森林環境税の取り組みと町の考えを、2点、答弁をお願いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

次に2点目の、山林購入の経過等についての質問の1番目についてお答えをいたします。

まずは、これまでに大橋恒産所有の山林を購入した実績についてお答えをいたします。

杉崎町長時代の平成5年度に天然林120ヘクタール、百武前町長時代になり、平成9年度に人工林、天然林197ヘクタール、平成15年度に人工林、天然林94ヘクタールの、合わせて411ヘクタールを購入いたしております。

今回の大橋恒産所有の山林の購入に至った経過と要因については、平成18年5月31日の議会全員協議会開催時に百武前町長は、県有林に囲まれた柳谷上のN T T糸岐無線中継所周辺の大橋恒産所有の山林を、現地において今度県に購入してもらおうと説明をいたされたそうでございます。その後、百武前町長により、大橋恒産所有の山林で県有林に囲まれた柳谷上のN T T糸岐無線中継所周辺の159ヘクタールを県に買ってもらうから、残りは町で購入しなければならないと話されていたと聞いております。しかし、平成19年1月1日に百武前町長が急逝され、具体的にはわからない状況となっております。

平成19年度に入り、7月3日に太良町森林組合長から大橋恒産所有林の購入についての349.78ヘクタールの購入願が提出され、7月17日に大橋恒産より所有林明細、面積349.78ヘクタール、評価額762,616,400円が提出されました。9月12日に太良町森林組合の林業推進委員35名の捺印で、私に対し、大橋恒産山林購入についての陳情書が提出されましたが、全体の価格が高過ぎるので、町民等の理解が得られないので購入は難しいと答えをいたしております。しかしながら、水源涵養、国土保全、地球温暖化防止等の多様な公益的機能が重要ということで、協議、検討を重ねた結果、大橋恒産から、長い間林業経営で太良町にお世話になっており、整備についても手を入れてきました。また、地元山林の所有者に単価を余り下げて迷惑をかけたくないということで、購入分、面積230.39ヘクタール、評価額459,711,800円と寄附分、面積119.39ヘクタールと分けて提示をされました。私はまだ少し高いと思い、再度交渉し、面積230.39ヘクタールを4億円で購入し、残りの面積119.39ヘクタールを太良町に寄附するという合意をしたものでございます。

19年11月15日には太良町営山林運営委員会を開催し、大橋恒産所有林の購入について同意を得て、おりたところでございます。19年12月20日に議員全員の参加をいただき、大橋恒産所有林の現地視察と議員全員協議会、民有林の公有林化についての議題で開催され、価格面で再度交渉をという意見があり、大橋恒産と再度交渉を行った結果、価格面は230.39ヘクタール、4億円の購入分と119.39ヘクタールの寄附分を合わせてということであり、譲歩はできるだけしておりますという回答でございました。

平成20年1月31日に議員全員協議会、民有林の公有林化について第2回目が開催され、私はちょっと家庭の都合で出席できませんでしたが、再度交渉の結果、前回同様の金額と報告をしたが、最終的にはいろいろな考え方があるので、3月議会で討論することになったと聞いております。後日、大橋と再度交渉した結果、購入金額の支払いについては3カ年の分割払いでよいとの回答をいただいたところでございます。

本年3月議会で、平成20年度から平成22年度までの3カ年の債務負担行為で、購入費として限度額で4億円、及び平成20年度分として購入費120,000千円を計上し、議決をしていただいたところでございます。議決後に山林売買仮契約書を締結いたしております。

なお、町が民有林を購入し公有林化することは、平成20年度から県の補助事業、重要森林

公有化支援事業の対象となり、購入金額の2分の1の県費補助が受けられ、町の実質の支出金額は2億円となります。不動産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、本6月議会に提案しているところでございます。

次に2番目の、佐賀県森林環境税の太良町の取り組みと考えるについての質問にお答えいたします。

佐賀県では、大切な森林を守り育てていくため、県民の皆様を初め、県、市町が力を合わせ荒廃森林の再生などに取り組み、県民協働による多様な森林（もり）づくりを進めていくことを目的に、本年4月1日から佐賀県森林環境税が導入されております。

佐賀県森林環境税を活用した、さかの森林（もり）再生事業を新設し、安全・安心な県民生活重視、環境優先の視点に立ち、荒廃した森林の再生に取り組み、森林の持つさまざまな公益的機能を十分に発揮されることを目的として、荒廃森林再生事業、重要森林公有化支援事業、県民参加の森林（もり）づくり事業、未来へつなぐ宝の森林（もり）整備事業、さかの森林（もり）再生推進事業の5つから成り、平成20年から平成24年度までの5カ年間で事業期間となっております。

太良町の取り組みとしては、荒廃森林再生事業と重要森林公有化支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

市町村が山を購入する場合、ちょっと難しい問題がいろいろあるかと思います。というのは、市町村によって山の評価が違うし、なかなかずれがあるかと思います。その市町村の山を思う気持ちの違い、これが評価の違いと私は判断するわけですけれども、やっぱり山を思う気持ちが評価の違いに、そしてまた評価の違いが価値観の違いと、こういうことになりまして、最終的には価値の違いと、こういうふうな大きなずれ込みになろうかと思います。その辺で山の購入、寄附等も含めまして、ちょっと複雑な問題が絡んでいるところでございますので、町長の考え、執行部の考えをもう少し早目に町民に伝える必要があったんじゃないかと、こう考えるところであります。

そうした場合は、やっぱり一番早い方法を考えてみますと、月一遍出ている町報紙等もありまして、先ほどの前の議会にありました定住対策、それに対して山の問題、そしてまた、今後起こるであろう太良高校の存続の問題、こういう時々の難しい問題をもう少し町報紙で詳しく、今やっているのが一問一答ですね、Q&Aですかね、ああいうふうな方式を取り入れて詳しく、若い人から、また多い老人の方々にはっきりと伝える方法をとっていただけないものかとしたところでもありますけれども、その辺の考えを担当課長にちょっとお願いしたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

御指摘の件につきましては、十分というか、御指摘のとおり、事前にやっぱり町民の意見を聞くとか、町民に理解してもらおうという点におきましては、今回の件に限らず、さきの定住促進についても、いささか広報不足もあったのかとは感じておりますので、今後、十分気をつけまして配慮していきたいと思っております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

この取り組みについては経費等の問題、また老人の問題、いろいろありますけれども、そういうふうに向きに検討していただければと思うところがございます。

山の単価の問題は、後ほど質問等があるかと思いますので、先に進ませていただきたいと思いますが、今新しく取り入れられた環境税ですね、これに対してちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

さかの森林（もり）再生事業というような町長の内容でございましたけれども、5つの事業があるという説明でございました。その中で取り組んでいきたいのが、荒廃森林再生事業を取り入れてみたいということでございましたので、その辺の内容と予算等がわかれば回答をお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

まず、県の予算額でございますが、20年度に県のほうは予算を81,715千円計上いたされております。事業の内容としましては、県と森林所有者とが一定期間協定を結んで森林の整備をすると、手の回らない荒廃した森林を、協定を結んで森林の手入れをするという事業でございます。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

今の事業ですね、この事業は私の聞くところによりますと、佐賀県全域じゃない、指定したところでしか事業ができないというようなあれがあると聞いておりますが、太良地区はそこにももちろん入っていると思っておりますけど、確認のため、入っていますか。

それともう1つ、ほかのどういう地区がここに指定されるのか、資料があればその辺の答弁をお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

太良町につきましては、対象地区になっております。県内では10カ所対象地区がございまして、環境林ということで県のほうで選定された地域が事業の対象ということになります。

○2番（山口 巖君）

指定された場所というのは、太良町ですか、多良岳という意味ですか、ちょっと確認のた

めに、そこをお願いいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

多良岳でございます。

○2番（山口 巖君）

多良岳といったら、そしたら太良町、そしてまた鹿島市、多良岳という、「岳」というのは山のことでですけど、そういう解釈でいいわけですね。

○農林水産課長（高田由夫君）

そのようなことです。自然公園、自然環境保全地域ということで指定された地域でございますので、多良岳一帯ということになります。

○2番（山口 巖君）

それと、町長の答弁の中にありましたように、重要森林公有化支援事業というのに太良町も取り組みたいというようなことでもございましたけど、この辺のところの内容を詳しく、わかったら金額まで、いま一度答弁をお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

重要森林公有化支援事業の内容と予算額ということでお答えいたします。

この重要森林公有化支援事業と申しますのは、自治体が民有林を公有林化した場合に補助対象となる事業でございます。補助率は2分の1でございます。事業実施主体は市とか町になるということでございます。それで20年度、県のほうの予算は60,000千円ということで計上されておるということでございます。

○2番（山口 巖君）

先ほど町長から答弁をいただきましたように、大橋恒産の山の購入、それもこの事業にのせて行うという考えということですか。いま一度答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

先ほど町長の答弁の中で触れておられたと思います。この重要森林公有化支援事業を利用して、町は今回計上いたしております不動産取得について実施するということでございます。以上です。

○2番（山口 巖君）

先ほど県のほうから森林環境税ということで、こういうパンフレットが各家に届いたと思います。その中に、先ほど質問しましたようにQ&A方式あたりを取り入れて、これは物すごい経費がかかったんじゃないかと思うわけですけど。

そこで、ここは個人の家庭が一つ一つ見ているところだと思いますけど、2点ほど、これに

載っていない、ちょっと疑問点等がありますので、その辺の考えをちょっと。

というのは、奥さんたちから聞かれたんですけども、緑の羽根募金とこの環境税ではど
ういうふうに違うのかというようなことを聞かれて、私も一瞬ちょっと困ったんですけど、
そっちに資料があったら、何か考えがあったら、その辺をお伺い願えればと思うところであ
ります。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

今度導入されました環境税につきましては、ただいま5つの事業名を町長が答弁されまし
たけれども、主に太良町が取り組む荒廃森林の整備、それから重要森林公有化事業ですね、
このように森林の整備等が目的でございます。今ほど言われた緑の募金、こちらのほうがよ
くお願いしておる——これにつきましては地域の公園とか学校、あるいはその辺の植樹、こ
の普及啓発活動の一部として使われるというような募金でございますので、補助事業で対応
する森林の関係が環境税で、募金のほうは地域の公園とか学校の植樹とか、そういうような
ものに使われるのが緑の募金ということで理解願いたいと思います。

○2番（山口 巖君）

最後になりますが——それと、まだ時間がありますので、もう1つだけちょっとお聞き願
えればと。これも私も何と答えていかかわからないということで……。

この環境税ですね、こういうのがやっぱり、いろいろ町長の答弁を察するところ、幾らか
わかることはあるんですけども、もし漁業者、そしてまた山林等に全く携わっていない町
民の方々、どうして私たちも同じ環境税を払わにやいかんのかと、こういう質問等もありま
したので、その辺を踏まえてわかりますか。わかったら内容等——質問の意味わかりますか。

やっぱり海の方は、何で山のことを私たちが税を払わにやいかんのかと、こういう考えの
人も多々おるわけですよ、多少はですね。そういうふうな人たちにわかりやすく答弁をして
いただきたいと、こういうところであります。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

県が作成しましたパンフレットの中には、まず一番最初に、森林の持つさまざまな機能と
いうようなことで、私たちが生きていくのに一番必要な水、空気を森林が作り出していま
すということをうたってあります。あるいは土砂の災害防止、地球温暖化の緩和など、さま
ざまな機能を森林が持っているということで、その整備をするためには財源が必要でござい
ます。そのために県民の皆さんから環境税をいただいて事業を実施するというところでござい
ますので、すべての県民の皆さんに有益だというようなことで、負担していただくというこ
との趣旨だと思っております。

○2番（山口 巖君）

こういう意味も含めて、最終的には大橋恒産の山も購入に踏み切ったんじゃないかならうかと、こういうふうに思うわけでございますけれども、その辺もはっきり、やっぱり町民にわかりやすく説明していただいて、なるべくこういう問題は早目に解決していただいて、先のまた難しい問題に取り組んでいただければと、こういうふうに感じるところでございます。

これをもって質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

3番通告者牟田君、質問を許可します。

○5番（牟田則雄君）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

大橋恒産山林購入について質問です。

1番目に、山口議員が今質問されたと重複する点があると思いますが、山林購入依頼が出てから購入までの経緯について、2番目、価格設定の基準について、3番目、平成19年9月12日付の購入依頼から決定までの緊急性と、これを買うことによって町民にどういう利益が生じるのかの3点について質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

牟田議員の大橋恒産の山林購入についての1番目、山林購入依頼が出てから購入までの経緯についての質問にお答えいたします。

先ほど山口厳議員の質問にも答弁をいたしましたとおり、繰り返しになりますが、平成19年7月3日に太良町森林組合長から大橋恒産所有の購入について、349.78ヘクタールの購入願が提出され、平成19年9月12日に太良町森林組合の林業推進委員35名の捺印で、私に対し大橋恒産山林購入についての陳情書が提出され、太良町にとっては水源涵養、国土保全、地球温暖化防止等の多様な公益的機能が重要ということで、協議、検討を重ね、大橋恒産と値段についても交渉をまいりました。

平成19年11月15日に太良町営山林運営委員会を開催し、大橋恒産所有の購入についての同意を得ております。平成19年12月20日に議員全員の参加をいただき、大橋恒産所有林の現地視察と議会全員協議会が開催され、平成20年1月31日に再度議員全員協議会が開催され、3月議会の平成20年度予算に購入費として計上し、議決をいただいたところでございます。議決後に山林売買仮契約書を締結したところでございます。

なお、不動産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、本6月議会に提案しているところでございます。

2番目の、価格設定の基準についての質問にお答えいたします。

大橋恒産所有林の評価については、当初、面積349.78ヘクタール、評価額762,616,400円が提示され、全体の価格が高過ぎるので、住民等の理解が得られないので購入は難しいと答えておりました。

その後、大橋恒産から、長い間林業経営で太良町にお世話になっており、整備についても手を入れてきました。また、地元山林の所有者に単価を余り下げた迷惑をかけたくないということで、購入分、面積230.39ヘクタール、評価額459,711,800円を購入してもらえば、残りの面積119.39ヘクタールは寄附だと提示をされましたので、協議、検討を重ね、値段についても再度交渉をした結果、面積230.39ヘクタールを4億円で購入し、残り面積119.39ヘクタールは太良町に寄附するという合意をしたものであります。また、支払いについても、3年間でもいいですよという譲歩をいただいております。

今回の購入は、町が民有林を購入し公有林化することは、平成20年度から県の補助事業、重要森林公有化支援事業の対象となり、購入金額の2分の1の県費補助を受けられる事業が利用でき、町の負担が半額の2億円で済みます。

3番目の、平成19年9月12日付の購入依頼から決定までの緊急性と町民の利益についての質問にお答えいたします。

今回の山林購入については、私が町長になってからではなく、平成18年当時の百武前町長時代からと聞いており、また、平成19年9月12日に太良町森林組合の林業推進委員35名の捺印で、私に対し、大橋恒産山林購入についての陳情書が提出され、協議、検討を行い、太良町営山林運営委員会や議員全員協議会——これは2回行っております——での協議及び3月議会での審議等を経ており、太良町にとっては森林の持つ水源涵養、国土保全、地球温暖化防止等の多様な公益的機能の発揮により、町民も恩恵を受けると考えております。

また、今回の山林購入に対し県の補助事業、重要森林公有化支援事業により2分の1の補助を受け、4億円の支払いに対し実質町負担として2億円で済みます。購入分と寄附分を合わせて349.78ヘクタールの面積を2億円で購入することと同じであり、反当りに換算すると約57,200円で購入したことになるため、町民の利益になると考えております。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

1番目の、山林購入依頼が出てから購入までの経緯についての質問に入る前に、前3月議会の中で町長が発言されました、牟田議員は、町民に説明せんばいかんときは、本当のことを説明してくださいと、私がさも、うその説明をして回っているような発言をされておりますが、私は町民の方にお話しするときに、半分の補助金があるということを抜いて説明したことは一回もありません。

それで、どういう経緯で町長のほうの耳に入ったのかわかりませんが、私の記憶するところ、一番最初から話すときに、補助金が半分あるということを抜いて説明したことはありませんので、その点は誤解のなきようにしておってください。

それと、購入に至るまでの経緯について質問ですが、この金額、この面積は町長の専決権を越えたものか、専決権の範囲内のものか、お答えをお願いします。

○町長（岩島正昭君）

これは当然、3月議会で皆さんにお諮りしましたとおりに、私の専決により議会の同意を得れば決定ということでございます。私が単独で決めるわけにはいきません。だから、何回となく議会全員協議会を開催し、皆さんの同意を得ながら、最終的に決定という形をとっております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

それならば、先ほど説明が遅くなって諸々の事情、いろいろな案件について説明が少しおこなわれているんじゃないかという山口議員からの説明で、これは依頼が出た直後に、こういうことで依頼がっておりますという、全協とかそれなりに諮られて、十分審議を尽くす時間が私個人では欲しかったなという気持ちがありますので、今の質問をしたわけですよ。

それで、7億とかいろいろの話が出ておりますが、一応購入の経緯についてはわかりましたが、相手の姿、顔が全然我々町議会議員にも見えないわけですよ、今回の交渉については、町長だけしか相手との交渉の段階で、もう町長の報告だけで、最初7億幾らという価格が出された、その次に4億五千何百万か出された、その次に、それでは高過ぎるということで4億ということで、我々が知り得た金額といたら、もう4億ありきの金額だけしか全協の中ではないわけですね。

それで、そういう交渉をされた、されたと言われても、全然相手の顔も見えないし、交渉の段階で、どういう熱意でどういうことでやられたかということが全然見えないわけですよ、今回の購入については、それで、町民が2億も出す購入案件ですので、やっぱりそこら辺は議会の議員も一緒になって値段の交渉は、どの程度がいいものかというごたる交渉ができないものかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

これは議会全員で交渉してて、議会の皆さんが山の単価はどんくらい知っとんさっとじゃいろ。それは売り値、買い値ですからね、だから、私どもは今までの歴代町長が買った値段よりは、補助事業を利用しながら安かということで当初7億幾らというのも、今始まったことじゃなくして、議会全員協議会でもる、こういうふうなことで7億何ぼで来ましたという説明はしております。

ただ、大橋恒産も地元においでになればいいんですけども、東京から何回となく来て、何日の何時ごろどうでしょうかということで、私の日程に合わせて来ていただいておりますということで、確かに皆さんたちとも一回ぐらいお会いしていただければ幸いですけれども、ただうちの執行部と値段交渉を行ったということございまして、議員と一緒に値段算段というのはどうかと、素人同士で会うても。だから、ある程度は森林組合のほんなプロも入れたところで、私もる、この価格はおまえ高っかばいというようなことで、アドバイスを受け

ながら交渉に臨んだということで、これはうちの農林課の担当すら山は幾らで買う、そこんたいの算段はでけんと思います。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

いや、今回の山購入については、向こうから、もう経営ができなくなりましたので買ってくださいという依頼が来ているわけでしょう、今回は。それで、向こうが姿も見せないというのは誠意に欠けるとじゃないかということで、ちょっと質問したわけです。そしたら、その経緯については結構です。（「ちょっと待って、私が説明します」と呼ぶ者あり）

○町長（岩島正昭君）

今、私が経過をずっと言ったのは聞いとんさったと思うですけども、私が始めてから、向こうから買うてくんさいということじゃなかつですよ。18年の前町長からそういうふうなことで買うということを進めていただいております。

それと、おたくも署名しとんさっでしょうが、森林推進委員の中で、買うてくんさいて。印鑑まで押しとんさっでしょうが。そいけん、そういうふうな依頼のあったけんが、そういうふうに前向きで森林組合も、森林推進委員の方もそういうふうで署名で来とんさつとですから、だからそういうふうに進めとつとですよ。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

百武町長からの引き続き事業みたいに言われているんですが、百武町長時代の購入依頼は、まず県に買っていただいて、それを町に寄附していただくわけにはいかんやろかという相談をしたということ私を直接聞いて、そして、それは県がもう断念して、大橋恒産の分についてはこれで終わりましたという話を聞いております。引き続き事業じゃないと思います。

それと、この森林購入に私の印鑑も押しているとは、前回全協でも説明したとおりに、これは値段は幾らで向こうから、購入依頼なら当然値段がわからんと、あっせん事業は成り立たんじゃろうということで、値段は幾らで買ってくれという向こうからの設定があるのかという質問を大分、森林推進委員の中でもやったんですが、値段はわかりませんと。ただ、安く買っていただくために頑張っていたらこうということで、そういう説明でしたので、私も印鑑を打っておるわけですよ。これは幾ら高くてもいいから買ってくださいという署名じゃありませんので、そこら辺は誤解がないようお願いしておきます。

それと、もう引き続き価格の設定のほうに入るんですが、350町にしたら5万云々という説明がありましたが、前回の3回、町が買った実績があるわけですね。これを平均しますと、反当たり98,800円か幾らになっていると思います。これは何回も説明したと思います。それで、その平均値で今度の350町を丸々買って350,000千円ぐらいいかならんわけですね。いろいろな説明をされておりますが、350町を100千円以下で計算したら350,000千円以下に

なるわけでしょう、今までの平均値で買って。それがどうして230町を対象にした金額が4億になるのか、そこら辺がどうしても——今までの経緯と今の山の単価を考えてみますと、やっぱり町民感情としてはどうしてもそれが異常に感じるわけですよ。そいけん、そここの説明がどうしても、説明と実情と合っていないところにどうしても違和感を感じて今回も質問しているわけですので、そこら辺をちょっと、どうしてそういうことが生じているのか、説明をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

おたくは結果論でばかり話をしんしゃれんけんないどんが、あいですよ、あの、こういうふうで値段を余り高う上げとうなかと、大橋さんは。地元にはいろいろお世話になったということと、分収林も各集落に何集落とあると。そいけん、町が高う買えば、当然値段が高う上がるということで、単価を余り下げとうなかということですね。そいけん、199町は寄附という形をとらせてくださいと。そして、これは附帯のごとしてやるけんが、そしたら、ある程度山の単価も上がるけんということで、そういう理由でやってもろうととですよ。

だから、私が踏み切ったとは、確かに町が買うたとは、平成5年、9年、14年と買うとつですけれども、確かに、これはおのおのでいきますと、平成5年は90千円です、それから平成9年度は101,500円、それから平成14年度は104,200円で買ってあります。ただ、高つかぎんた私も思い切らんやったですけど、これのうちは今度補助事業があったもんだから、補助事業を利用して踏み切ったということですよ。補助事業のなかない、私は買わんかもわからんやったですよ。皆さんたちにお諮りもせんかもわからんやったです。だから、補助事業やったから、この補助にのせて山を購入したいということで、皆さんたちにお諮りをしたという経緯でございます。

以上です。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

平均が100千円を切っているというようなお話、前回までの購入がですね。それで、前回の15年度分、今町長が申しました104千円の93.6町買うた分がありますけれども、それと今度大橋恒産、20年度から購入する分との違いと申しますと、まず、15年度分については大分標高の高い地域のところでしたので、植栽不能林というような形で少し価値がないところが多かったと。

ただ、今回の購入の230町につきましては、人工林の比率も相当高うございます。それから年数等も、15年度分と比べても相当手の入った森林でございます。そのようなことで標高自体も下がってきて、木自体も大分よろしいということで、それを、4億円を349町で割り返しても114千円ぐらい、今まで購入した分とそう差はないと。ただ、少し人工林の密度が高いですので、手がかかった森林ですので、10千円か幾らか——98千円と先ほど議員はおっ

しゃいましたけれども、それと比較しても114千円で、林齢等勘案、それから標高等勘案しても、4億円を349町で割れば11万4,000幾らかとなると思いますので、余り前回までのととそう差はないかと思っております。それに2分の1の補助が来るというようなこと、利用できるということで、つけ加えいたします。

○5番（牟田則雄君）

いや、年数がたっておるけんという説明もあつとるばつてん、前回の議会のときには、材木費用を計算すると、とんとんて答弁しとつとですよ、今のあれで。その木材価格は、以前買うたときよりも上がっているという説明は何もなかとよ。今のあんたの説明なら、それは当然、木材価格が上がっておる前提で今の説明をせんと、木材価格は両方、費用と比べたらとんとんですよという答弁を前回のときにしとつとですよ。全然木材価格が上がつたらんに、高う買うてよかという理由にはならんでしょう。ちょっと今のは答弁要りません。

それと、前回、3回買うたときには、太良町から売ってくださいと、こっちから要望して3回買っているわけでしょう。それが大体100千円、きっちり言えば100千円で買えて、そして今の町長の発言をそのまま、こっちで理解して世の中に出るとすれば、安いのを高く買って、上がらんと高く買いましたというとは、それは昔はやっておった地上げですよ、今言われた説明をそのまま世の中に出したら。安いところの土地を高く買って、下がらんと高く買うというのが地上げ手法そのものじゃなかですか。そういうことは、こういう議会の中では発言されないほうがいいと思います。

それで、今の本当の山の価格が、みんながどのくらいかと思っているのをやっぱり酌み取って、そして4億ありきじゃなく、さっき私が言ったように、100千円ぐらいが大方交渉の一番の出発点じゃないかと。大方の人が、山のことをわかっている人は、だれに聞いてもそういうあがんとぼ思っているわけですよ。そいけん、そこから出発して、そして向こうが何かの上乗せをする場合は、こういう事情がありまして高く買えましてとか、そういう説明があつてしかるべきで、100千円で買うても350,000千円にしかならんわけでしょうが、全部買うても。それを120町は寄附で230町を買うということで、この主要事業一覧表の中には120町とかなんとかは全然載ってないわけですよ、数字の中でも、230町を4億円で買うとしか。

そいけん、やっぱりそれが皆さんが理解できるような説明をもう少しやっていただかんと、230町で割れば173,730円ですかね、正確な数字はちょっと今、大方そんな数字だっただと思います。そしたら、同じ値段で全部350町買うということで350,000千円なら、町民が50,000千円もうかるんですから、そういう寄附を120町とかなんとか、いろいろなてらいをせんで、即そのまま350町を100千円で買いますということになれば350,000千円で、それでも町民は50,000千円はもうかるわけでしょう。

それと、補助金で今説明されておりますが、補助金はこれは町民の負担を軽くするためにもらうわけじゃないんですか。売る人に対して余分にお金を払うために補助金というとはあ

るとですかね。私は町民が前回買うたよりもその半額、町民が負担が軽くなるために県の人はいろいろなことを努力していただいて、そして補助金はいただくものと思っておりますが、町長の今までの発言を聞いておりますと、何か売り手に余計やるために補助金はもらっているような説明ですもんね。

前回の会議録も私はここに持っているんですが、前は町の単独事業で買うたけん、100千円で買っている。今回は補助があるから、その分高く買っているという説明をされておるんですが、町民としてはどうしても補助金の性質上、やっぱり町民の負担が半分軽くなるために町は多分補助はしてくれるものとみんな思っているわけですよ。そここの補助金に対する考え方を、もう少し町長にも質問してみたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

あんたね、人のしりといばかいして、そがん。補助金があるけん買うと言いよっとですよ。補助金のあっけん高う買うとは言いよらんとですよ。何か物の言いようとりようで、おたくはどがんか解釈でとんさっばってんが、そがん意味で私は言うたらんとですよ。補助のあっけんが私は高う買うて、そがん意味じゃなかつですよ。そこんたいは、もっと。私は買うたとに責めたごとして、そがん意味では言うたらんとばんた。

ただ、補助を受ければ57千円で、町が実際支出をすつとは57千円でよかと。補助のなかぎんと十何万も払わんばんけんが。そいけん、そいないば私は買わんはずやつたと。町の実質金額ば言いよっとですよ、全体金額じゃなくして、うちの支出額ば言いよっとですよ。

○5番（牟田則雄君）

こじつけじゃないんですよ。実績に基づいて、太良町が過去3回100千円前後で買ってあられるでしょうが。私がこれはつくって言いよっとじゃなし、「おたくがこじつけよったい」と呼ぶ者あり）いやいや、これは実際その値段で太良町が同じ大橋恒産から買っておられるわけですよ。私はそれ以外につくっては何も言いよらんわけでしょう。そいけん、こじつけでも何でもなし、それだけ今まで、山の値段も今よりも高かった時分に、今はもっと安くなっていると思うんですが、その当時、平成14年か15年に最後に買うたときも100千円ぐらいで買うてあるわけでしょう。それで、私はこじつけよるわけじゃなし、実際そういう太良の行政として買われておるものを、どうして今回そういう値段になるとかという質問をしよっとであつて。

そして、今の補助金もおたくが——ここに会議録もちゃんと持ってきているんですが、前は単独事業で買うたけん、その値段で買っていると。今回は補助金が出ていますので、今回の値段にしておりますという説明は、これは私がこじつけじゃなし、あなたがここに——読み上げてもいいんですが、あなたがこれは発言されたことをそのまま私は言うておるんですよ。これは私のこじつけじゃありません。会議録からちゃんと、前回もちゃんとした説明をしてくれということをおこの議会の中で言われたもんですから、私もこれはより以上に正

確に発言せにゃいかんなど思うて会議録をちゃんととってきて、そしてあなたの会議録のところの部分を今言っておるんで、私のこじつけじゃないですよ。

そして、買われたともちゃんと町で、その値段で納得して買われたものを、どうして今回違うのかという質問をしとつとであって、私がこじつけようとかなんとか、そういう個人的な恨みもつらみも全くありませんので、ただ町の行政としてこの2億円、町民が直接負担する2億円、補助金も大体補助金、補助金と言われるんですが、一たん太良町民のお金としていただいて、それを山主にお払いするわけですので、これも正確に言えば町民のお金でしょう。

それで、それは見解の相違と言われればそうですが、私は全然こじつけとかなんとかで質問しておるわけじゃなし、事実に基づいて、こういう売買が以前ありますので、それと今回とどうしてこれだけの違いが出るんですかという質問をしているわけです。

それで、どうでしょうか、そここのところの価格について町長の、この私の質問を含めてどう考えられますか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

この件については先ほど山口巖議員も、山の価値というのは人それぞれのとりようによって違うと。ですから、あなたは350,000千円ぐらいで買いんさつかもしれん。もう少し価値のある人は450,000千円で買うかもしれんわけですよ。

ですから、ここにですな、私、前回3月議会のときも言わしていただきましたけれども、まずこういう山を買うときは、先ほど町長も何回となく答弁しておりますように、太良町は飲料水は地下水に頼っておるわけですね。ですから、こういった太良町民が安心して生活するための飲料水の確保、それから、こういった山に手が入らなくて災害とか干ばつとか、いろいろ起きた場合は町民が物すごく困ってくると思うわけですよ、そういった意味ではですね。

こういった山手に、例えば、町が知らないうちに産廃処理とか、何か危険なそういう計画が持ち上がったとき、町がわからないうちに進んでしまったと。そういったために――また飲料水を地下水に頼っているわけですから、そういった意味でも、逆にそのときは大変なことになるんじゃないかなと私は考えております。そして、今、材木の価格というのも確かに低迷いたしております。買うときは、逆に今のこういった時期がいいんじゃないかと私は考えます。高いとき買えば高く出さにゃいかんわけですけども。

それから、今、世界的に温暖化とか何か話も出ておりますし、今、外材もたくさん入ってきておりますが、これがいつ何どきどう変わるかわかりません。それで、昭和30年代、40年代には、太良町は町有林という財産を持っていたからよかったという時代もあるわけですよ。ですから、これが全くマイナスの財産を買っているのかと、何か言い方がですな、私はそう

いうふうにとれるわけですね、4億円が高いとか何かいう話であればですよ。ですから、もう少し歴代のですね、こういったことで歴代の町長さんたちも、西村町長、杉崎町長、百武町長もそういう思いで山を買われたと思います。

それから、単価の面を盛んに言っておられますけど、先ほど課長も答弁しておりましたように、百武町長、杉崎町長時代の場所は、経ヶ岳周辺のキャンプ場の上付近です。それから、今回買おうとしているところは、作業道もあったり林道もあったりで管理もしやすく、もう既に杉、ヒノキあたりが約84%植えてあるわけですよ。そういったところの大変管理された山を買うわけですから——私も山を持っております、とてもこういう値段では、幾ら私が難儀したって売りたいくないですよ。ですから、先ほど町長も答弁して、4億円のうち、そしておまけに補助金を2億円もらうという、これ以上いい話はないじゃないですか。そして、安く購入しているわけですから。私はそういうふう to 考えますので。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

それじゃ、牟田君、質問を許可します。

○5番（牟田則雄君）

今先ほど、永淵副町長のほうから答弁いただきましたように、大体考えは一緒だと思います。永淵副町長も町民がなるだけ安く買えるようにということで発言をされました。それで、大体私が質問している内容と考え方は多分一緒だと思うわけですよ。ただ、その算定の基準についてちょっと私と考えがずれているんじゃないかというところで、いろいろ質問をさせてもらっています。それで前回もお答えいただいたように、農道とか町道とかしている場合に200千円、300千円でも安過ぎというような、いろいろな今まで苦労話も前回の議会の中でされました。それで、今回は場所が大体、柳谷よりも当木のところの1カ所を外せば柳谷地区よりも上のほうに位置している山林がほとんどだと思うわけですよ。

それで、そこら辺の中で町道とか林道、農道をつくられて、そしてそのときに土地代として幾らぐらい今まで払われた例があるのか、もし例があったら教えていただければと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

私、町道買収とか、それから広域農道関係ですけれども、そういった買収した詳しい資料を持っておりますけれども、今ここに持ち合わせておりません。後立ってその分は報告させていただきます。

それで、私が3月議会でも申し上げ、またこの間の5月9日だったですか、事務嘱託委員会でもこの話はしました。そのときおたくもそこにいらっしゃったからおわかりだと思えますけれども、やはり我々がこういった公共事業の買収に入ったとき、山林所有者にしてみれば、先ほど私が言いましたように、小さい苗から植えて、下刈り、枝打ち、間伐としながら大きくなっていくわけですね。それが10年、20年で金になる話じゃないわけですよ。ですから、やっぱりこういう山林というのは50年たつて以降の話ですから、そういった思いで育てた木を、私が先ほど言ったのは、じゃあ安く買ってくれと言ったらから安くと、買う人、売る人の考え方でしょけれど、そういった意味で、今回しているのを私は高いとは思わないというふうなことを先ほど申し上げたわけです。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

今の価格についての質問をしているわけですので、いろいろな例も挙げて、また質問を変えてみたいと思います。

そしたらそういうことであれば、例えば、4月の農業委員会に出された農地、山根地区の売買価格が反当幾らで売買されたか御存じですか。

○副町長（永淵孝幸君）

私は、その売買価格はわかりません。ただ、広域農道とかと買っているのは反の400千円ですよ、畑はですね。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、資料がないということですので、私のほうから申し上げてみますが、山根地区の畑で4月の農業委員会で審議審査に出されたのが、畑づらで反当58千円ですよ。そして、この間話をしたとおりに針牟田の今度、消防詰所の予定地として今話をされているのが、坪35千円で反当に直すと10,500千円ですね。そいけん、そこそこによってその評価というとはもう明らかに里山の200千円、300千円と、広域林道を挟んで上か下かにしかなかような土地が300千円というごたる説明の仕方はちょっとやっぱりそこそこに合った説明をしていたかないと、里山がそうやって苦労したけんということで、それで先ほどそういう例がありますかと私がお尋ねしたとは、柳谷のちょっと蕪田と合い中ぐらいに林道を通してもらうときに、立ち木を売っただけの代金で、その土地代なんかはほとんど現実的にあれより上のほうではもらいよらんわけですよ。評価の対象には余りなっておりません。それで、そういう事実を積み重ねて、そして、今回の単価を積み上げておられるのなら私がしつこくこうい

う質問をする必要はないんですが、今まで町が単独事業として買った100千円というその単価が頭から離れないものですから、それとの違いをどうしてもやっぱり確認したいことで質問しております。

それで、この件について、単価については今までの説明でもうそれ以上の説明はないわけですか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今、単価のお話をされて、あなたは農業委員もされている関係でそういう取引も御存じでしょう。私はそこまで入っておりませんのでわかりません。ですから、先ほど言いましたように、我々が普通一般公共事業で買っている単価の話在先ほどしたわけですよ。そして、広域農道とかなんかつくる場合も全く道路がなく、作業道も林道もないような山でも反の200千円では土地だけで買っているわけですね。ですから、そこがとりようだと思いますよ。例えば、じゃあ横断林道より上のほうの山が評価が安いのか、それより平たん部は評価が高いのかと。先ほど何回も言いますように、売り手、買い手でそこら辺の評価は変わると思うわけですよ。

ですから、その単価が過去の例と。それで、過去は先ほど言いましたように、経ヶ岳周辺の岩場が多いところだと。今回は84%余りも植林されている林道もあり、作業道もあるような管理しやすいところですよ。そしてまず、やはりこういうところがほかの方に渡って危ないような産廃処分場とかができたとき、これが私は一番心配だと思うんですよ。こういったことをされたとき、何回も言うようですけど、こういう山の恩典で太良町の飲料水は地下水に頼っているわけですから、こういったことを考慮すれば、逆に私は少し高くても買ってもいいんじゃないかなと個人的には、もしも高かったとかなんかいう話であれば、そういった思いでしていったときは買ってもいいんじゃないかというふうなことで考えております。以上です。

○農林水産課長（高田由夫君）

単価の件で出ておりましたので、これが大橋恒産から町のほうへの購入依頼が森林組合からのあっせん事業でございました。るる森林組合長から文書が来たということで町長が答弁しておりましたけれども、その中で、森林組合が取引をされておりますあっせんでの単価を調べてみたところ、土地につきましては4件ぐらい調べてみました。10アール当たりで87,211円でございます。それから立木につきましては、これは4筆平均でございます。先ほど87,211円も4件ほどの平均でございます。それから立木につきましても10アール当たりで196,425円というように、あっせんでの分でございますけれども、そのように柳谷ほど上ではございませんけれども、山林の売買について森林組合からあっせんがなされておったその単価ということで、ちょっとこちらのほうで調べておりましたので申し添えます。

それから、15年度の購入で植栽不能地があるのもということで私が先ほど答弁した中身と、それから木材の価格はとんとんだということを3月で発言したではないかということでございましたので、3月の議会で主伐のときに収入と支出の経費ととんとんであると申しましたのは、主伐した山を製品で売るということで予算上、とんとんで計上しておりますということで、まだ初めての試みでしたので、3月議会のときの主伐の経費の収入と支出のほうはとんとんだと発言いたしております。

それで、15年度のほうの単価を見てみますと94町ということですが、93.6ヘクタールが大体の面積でございまして、その中で59.07ヘクタールが大体植栽不能地を除いた分の面積でございまして、それで土地代、立木代といたしますと、土地代で10アール当たり48,327円、それで立木のほうで117,577円というような単価になります。

先ほど、町長が349町で4億円という考え方というようなことでしたので、それにあわせて単価を割り返してみますと、土地のほうでは45,846円、立木のほうでも68,510円というふうなことで、平均でいたしますと114千円と、先ほどから町長が答弁いたしましたとおりのような単価になるということでございます。

○5番（牟田則雄君）

単価についての執行部の考え方は大体わかりましたが、もう1つ、前回のときに副町長が自分が持っている資料に基づいて積算したら441,000千円か2,000千円か、そのところのはっきりは覚えておりませんが、大体それで積算しますと、多分、441,000千円か2,000千円、そのところだと思いますが、このときに反別は言われていないものですから、面積は言わんで、自分が持っている資料に基づいて積算したら4億四千何百万という答弁をされております、発言を。それで、これは幾らの面積でその積算の単価になるのか、ちょっと教えてください。

○町長（岩島正昭君）

はい、それは私は言うておりません。（「いや、副町長と言っております」と呼ぶ者あり）副町長が言うております。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

私があるとき言ったのは公共事業で買収している単価で、例えば、ゼロから10年が8.5ヘクタールとか（発言する者あり）いろいろあるわけですよ。それを5年刻みでとってしたとき、この面積が349ヘクタールですよ。その分を広域農道で買収しているような評価でやってみれば441,700千円ぐらいになりますから、多分その金額を言っていると思います。

そして、あえて、そのときはこれが立ち木だけですと。土地代はまた反の200千円でいけば、これも約7億ぐらいになりますので、トータルで1,140,000千円ぐらいにはなるという話はしたかと思えます。それは私が言いました。

○5番（牟田則雄君）

私は、今んとはそういうあれじゃなく、単純に面積がわからなかったもので、どの面積でこの金額になるとかをちょっとお尋ねしたわけですよ。そのときに面積の表示がなかったものでですね、はい。

それで、この価格設定の基準については、もうこのぐらいにして、そして緊急性ですね。今、これだけ学校とかなんとかいうごたつとの耐震強度とか、いろいろ言われている中で、最優先事項としてこれを決定されるその緊急性、そういうほかの行政のあれと比べてこれを最優先みたいにして、今度12月で話が出て3月に議決ということで、もうとんとん拍子で進んだわけですが、それだけこの緊急性に対して果たしてどういう考えを持っておられるのか、質問します。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

今年度から3年間の補助事業を使って買うということで3月の当初予算計上のときにお話したと思いますけれども、県の補助金を利用して購入するという事になれば、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、町の実質の負担が軽減されるというようなこと、これは重要な問題だと考えております。

それから、長年、太良町が山林について町民のためになるというようなことで購入してきたということで町長が答弁しておりましたけれども、それも地下水で水道の水源を頼っているというようなことで町民の福祉、あるいは太良町の安全で安心な水を、安価な水を提供できるというのも山があるからというようなことも一番の重要な考慮になったと思っております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、緊急性については、大体今の説明でそういうことだろうなということで理解をすることにして、町民の利益、これを買うことによっていろいろる説明して山の多面的機能とかなんとか言われているんですが、これは今までも大橋恒産の山でも、我々の山でも働きは一緒なんじゃないですか、山の働きは。別に私有林じゃけんその働きをせんとか、公有林じゃなかったらそういう働きをせんとかいうごたる、そういう分け方はないわけでしょう、それは。山はそうして何十年とずうっと今まで大橋恒産の山は大橋恒産の山、我々の山は我々の山として太良の地下水には貢献してきたわけでしょう。そいけん、その利益は町有林になっても個人の民有林であっても多良岳山の地下水に及ぼす影響というのはどこが違うとか、ちょっとお聞かせください。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

先ほどから何回となく説明しておりますけれども、買うことによって、やはり町が管理し

ておけば、ああいう山の上でひょっといろいろな危ないような産廃処分場あたりが計画されれば、地下水汚染とかになれば大変なことになるわけですよ。ですから、もしも大橋さんが仮に町が買わないと言ったとき、だれかほかの人が売ってくれと言われてきたとき売られたとしたときですたいね。そういった場合、今度はそれを買った人が、ほかのそういった計画とかにもしもずうっと流れていったとき、これが一番怖いんだと私はそういう心配をしておるわけですよ。

ですから、今回、時期的にどうのこうのと言っておられますけど、山も一番価格的には冷えている状態ですたいね。そいけん、こういったとき買えば、高いとき買うんじゃないで、今、山が逆に冷えたときに買っているわけですから、その時期が性急か何かというとはちょっと私は、その人それぞれによっての考え方で違うんじゃないかと思えますけれども。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

先ほどから同じことを言われているわけですよ。安い時期に買っと思っていうとも今も言われたように、その安さの基準が私だけじゃありません、ほかの山のことにもちょっと詳しい人に聞いたら、その安さの基準がちょっと高過ぎるんじゃないかという話で私は基本的には質問しよつとですよ。安さの基準が170千円じゃなく100千円じゃないのかという、その安さの基準が執行部とちょっとずれているところがあるもので、そいけん安く買うためにはどうするかと。安く何で買われんやっしたとかと私も質問しよつとやっけん、その安さの基準が執行部の考えておられる妥当の基準が17万3,000幾らということで、我々が考えておる安さの基準というとは、あくまで今まで3回買うとった値段がその基準になるとじゃなかかという質問をずうとしよつとであって、安いときに買うとったがよかというとは、それはもちろん安いときに買うとったがよかけん、こういう質問ばしよつとですよ。その安さの基準がちょっと違うとじゃないですかという質問ばずうっと先ほどから、基本にはそれですよ。そいけん、今、副町長が言われたように、安く買ってもらうための質問ばずうとしてきたわけですよ。そいけん、その安さの基準が今まで買ったととすれば、ずれとつとこの分がどうしてずれとつとかというのを、大体そこ1点答えてもらえば本当はよかわけですよ。

○副町長（永淵孝幸君）

はい、お答えします。

何回も同じことを、牟田議員が何回も同じような質問をされるから同じような答弁になってしまうわけですよ。というのは、何で今の時期だとかという話があって、同じような、やっぱりそれぞれとり方は違うと思うんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）ですから、先ほど十何万と言われるところは岩場の多い地帯ですよ。今回買うところは林道もあり、作業道もあり、ヒノキとか杉が八十何%も植わったところですよ。ですから、その辺の考え方はその安い基準が、じゃあ、どこにされて100千円の基準をされるのか、逆にこっちが聞き

たいくらいですよ。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

副町長にお答えします。

大体、こういう土地の取引なんかは相場と思うわけですよ。いろいろ基準とかなんとか言うごと相場として違うあがんと。さっき私が例を挙げて畑の土地も言いましたが、これもそこを必要とする人と売る人とのお互いの関連があつて相場じゃないですか。そいけん、今の一般的な相場が100千円ぐらいの相場じゃないかというのが根底にあるもので、こういう質問をしました。もう大体考え方としてわかりましたので、これ以上話せばまたいろいろあれがあると思いますので、ここら辺で私の質問は終わらせていただきたいと思います。どうも。

○議長（坂口久信君）

4番通告者平古場君、質問を許可します。

○3番（平古場公子君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をいたします。

雇用対策について質問いたします。女性の就業環境は依然として厳しい状況にある。また、女性は特に町内の就業を望んでいる。しかし、町内には大きな企業もなく、生きていくためにはある程度のリスクを背負いながらも町外に通勤しているという状況である。町として、町内雇用の確保に努められておられるのかを質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

平古場議員の1点目の雇用対策についての質問にお答えいたします。

町内の雇用情勢は、女性に限らず男性も含め、特に若い世代の町内の雇用の場は大変厳しい状況にあると認識をしており、雇用の場を創出する有効な手段としては、議員御承知のとおり、企業誘致であると考えております。

企業を誘致するとなると地理的条件、交通体系を初め多くの問題をクリアしなければならない厳しい現状にありますが、このような中で、誘致運動を展開するとなると大きなリスクを伴うかもしれませんが、3年後は広域農道が全線開通し、これを機にアクセス道路など交通環境も大幅に改善されますので、何とか企業、事業所等の誘致ができるよう検討しているところでございます。

一方、町内で頑張っておられる事業所に対しても、これまでどおりセーフティーネットによる中小企業への誘致等に努め、雇用の場の確保に努めたいと思っております。

○3番（平古場公子君）

第3次太良町総合計画の中で、若者やUターン者、女性などの職業訓練機会の充実を図り、雇用の確保につなげますということですが、確かに昔は漁業者も後継者は1人でいいから、次男、三男は就職しないさいということで、一たん就職をするんですけど、ほとんどの人が

帰ってきて、また漁業をするという人が多かったんですが、当時は何でもとれていたんで、それでよかったんですが、今はとてもじゃないですけど、本家がつぶりゅうでしよつとになし帰ってくっかということで、また仕事に行けということが現状でございます。

そこで、現在、Uターン者の人は年間通して何名ぐらいの方がおられるのか、質問いたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

Uターン者の定義と言え先ほど言われたとおり、仮に佐賀県出身の方が現在県外で就職、居住されている方がふるさとへ帰って就職したいと考えて、それを実行される方をUターン者ということで定義的にはそういうふうな形で呼んでおりますけれども、実際都会に勤めて、再度言われたとおり、職を求めて帰ってこられる方が今現在何名ぐらいおられるのかというのは町では把握はし切っておりません。

基本的に町内の転入転出者というのは、大体年間200名ぐらいは転入で入ってきて、またそれ以上の方が転出されているというのが実情ではないかと思っております。

唯一Uターン者の調査ということで、これは参考までですけれども、佐賀県の暮らし相談室という担当課がUターン相談を都会で、例えば、東京とか名古屋とか大阪で相談室を設けて、その資料等、対応状況と実績についてはちょっと調査しておりますので、参考までに申し上げますと、この2年間、平成20年、ことしの4月末現在の相談件数が佐賀県の相談室の中では464件となっていて、そのうち、実際Uターンとして帰ってこられた方が44名おられます。44名の就職された方の転入受け入れ市町としては、佐賀市が13名、そのほか小城、武雄が各4名、唐津、神埼、多久、鳥栖市が各3名、伊万里市、それと大町、白石、吉野ヶ里町の各2名と鹿島、江北町が各1名、それと残り1名が、まだ転出転入先が決まっていないという未定者が1名というふうな情報はつかんでおります。

以上です。

○3番（平古場公子君）

今の状況ですから転入転出も大変だと思いますけど、今後とも状況を見てなるだけ雇用の確保につなげていただきたいと思います。

それから、中央公民館のパソコン教室が開かれていますけど、職業訓練の充実ということで、1年間で何名の方が勉強されておられますか。過去5年間ぐらいのデータがあったら教えてください。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

過去5年間のパソコン教室参加者の実績ということですので、15年度から昨年度まで、19年度までの分をちょっと調べておりますので、お答えをいたします。

15年度が10回コースで239人、男女別には男性が66名で女性が173名、女性が圧倒的に多いですね。16年度が6回コースで126人の男性27名、女性99名、17年度が5回コースで101名の男性27名の女性74名、18年度が4回コースで74人の男性27名、女性47名、19年度、昨年度が4回コース実施しておりますけれども、57人の男性10名、女性47名の参加がっております。以上です。

○3番（平古場公子君）

この中央公民館のパソコン教室は非常に女性の方に喜ばれております。ほとんどの女性の方がこのパソコン教室で仕事につかれていますということです。今後もぜひ実施していただきたいと思います。

今、ハローワークでもなかなかいい仕事が見つからないということで、多くの女性が悩んでいます。子供がいるから当然近くの職場を探していますが、なかなかありません。なぜかというところ鹿島と町内では朝夕2時間の時間の差があります。朝4時に起きてみんなの弁当をつくって、子供たちの学校の用意をして、それから高校生を駅まで送って行って、今度は自分の用意をせんばいかんと。それで7時には出ないと会社に間に合わないということで、それに夕方買い物して6時30分に家に着く。それから洗濯を済ませ、もう寝るのが11時から12時になるということで、朝晩は本当に戦争なんです。精神的にも体力的にも限界が来ます。それに小学校、あるいは幼稚園から子供が熱があるから迎えに来てくださいと電話があるときが一番困るといいます。子供はかわいそうだし、会社には気の毒だし、どうしてもやめざるを得ない女性たちがたくさんいます。町として、女性が安心して働けるように町民優先の呼びかけができないものではないでしょうか、質問いたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

る質問の状況を知って町としてできることということであれば、生活環境の改善ということでハード面の整備、交通アクセス等の充実とかなんとも含めまして、今後そういうふうな形で今までやってはきております。現況としては太良町内にある事業所、これらについては、ある程度町民の方を雇用させていただいているものと思っておりますし、また、仮に町が誘致した企業ないし事業所であれば、事前に町民の方を優先的に雇っていただけるよう要望等、働きかけは積極的にはできると思っております。

○3番（平古場公子君）

よろしく願いいたします。

それから、太良町定住促進条例の中にも町内業者を求められています。雇用の問題こそが定住策の大きな柱と考えます。小さな町であえて合併せず単独の道を選んだのですから、町民が一体となってこの町を守らなければならない大事な時期に女性の雇用問題が大きく変化しています。少子化対策も8割は女性が背負っていると思います。このままだと子供も産め

ません。

そこで、今この現状を町長どう思われますか、質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

雇用の場ということでございますけれども、雇用の場の確保となると、どうしても企業の誘致に取り組まねばならないと思っております。町としても町民の働く場所の確保のために、県の企業誘致課と相談をしながら、県の指導を仰ぎながら工場団地となり得る適地の候補を現在水面下で検討をしている状況でございますので、ある程度太良町に合った企業が来ればそういうふうな交渉を進めていきたいと思っております。

ただ、企業誘致の受け皿となりますと、どうしても相手の企業が立地条件等、あるいは環境的にここでなくしてもう少しこっちというふうな選定基準がありますから、一応企業に現場を見ていただいて、そして造成等に取り組んでいきたいというふうなことでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

今後、太良町の女性雇用対策に大きな期待をいたしまして、1点目の質問を終わります。

次に2点目、空き室の利用について質問いたします。

現在、生徒の数も年々減少し、かなりの空き室があると思うが、その1室を入学式、卒業式、または授業参観など一時託児所として使う考えはないかを問います。

○教育長（陣内碩泰君）

2点目の空き室の1室を入学式、卒業式、または授業参観など一時託児所として使う考えはないかとの質問にお答えをいたします。

まず、各学校の教室の利用状況を申し上げます。

多良小学校の普通教室13室、その他校長室を含む図書室等の特別室23室、大浦小学校の普通教室16室、その他特別室20室、多良中学校の普通教室7室、その他の特別室22室、大浦中学校の普通教室8室、その他特別室23室となっております。

ただ、多良小学校には2つの空き室がありますが、放課後児童クラブに利用されております。このような状況でありますから、一時託児所に利用するには、まず一時的にその都度乳幼児に合う安全な部屋に環境を変える必要がございます。また、乳幼児のお世話をする専門の方をその都度手配する必要もがございます。

今まで保護者のニーズについては、学校からは特に強い要望があるようには聞いていないところでございますので、今のところは空き室を一時託児所として使う計画を持っていない状況でございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今後、少子化に伴う学級数の減少等による余裕教室については、近年の教育内容、教育方法の多様化や地域に開かれた学校づくり等に対応していくためにスペースとして積極的に活用を図っていくということが重要であろうというふう

に思っているところでございます。

なおまた、入学式等での託児としての利用ということに関しましては、現在、社会福祉協議会がチャイルドたらという事業を展開しておられますので、子供のお世話をされているところでございますので、そういう事業を御利用いただければ幸いかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

社協のチャイルドたらさんたちが入学式とか卒業式、または総会などのときの子供たちの一時預かりをお願いに多良小学校に行ったけど断られましたということを知りましたが、どういう事情で断られたのかお尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

大変いい事業ですから、これは利用されてしかるべきだというふうに思って奇異に感じているところでございますけれども、学校のほうに事情を尋ねましたところ、こういう事情がございました。平成16年度におきましては、チャイルドたらがこの事業を立ち上げるに際して、サービスとして16年度については無料で託児をなさるということを実施されて、その結果、多良小学校で1名、大浦小学校で2名の希望があったそうです。それから、その後、これはいつまでもサービスとして実施することはできないわけでありますので、有料ということで、こういう事業を展開したいけれども、どうだということで、学校のほうに御相談に上がったと。そうしますと学校側としても大変これは助かる事業でございまして、双方の希望が合致する、大変有効な時宜を得た事業でございまして、もうこれは飛びつく事業だということで、早速これは利用させていただこうということで、PTAとも十分協議をされて、推進の方向で協議をしておられたそうです。ところが、最終的には経費の面でどうしても折り合いがつかなかったということでした。そういう状況でございました。

以上です。

○3番（平古場公子君）

話を聞いたら1時間500円で預からせてくれということだったんですけど、1時間500円は高いということで最終的には断られたということを知ったんですけど、この方たちは県の少しの補助で協力をされておられます。1時間500円というのは決して私は高くはないと思います。学校教育のほうで、予算的にはちょっと難しいとなれば町のほうにお願いをしても、これをぜひ立ち上げていただきたい。

それと、そのときはしおさい館か自分のうちかで預かりますということだったんですけど、学校内となれば皆さん預けてもらえるんじゃないかなと思うんですけど、そのところはいかがでしょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

また、担当のほうからも御説明があろうかと思えますけれども、空き室の利用というふうなことで申し上げますと、一時託児というのは簡単なようではございますけれども、これは命を預かる事業ですから安易にはなかなか取り組めない事業でございます、やっぱり安全の保障、そういうものがきちとした状況でなければ、なかなか取り組めない状況だと思えます。

ちょっと預かってよかよというような形で、ボランティアの形で預かっていて、もしも事故があったりすれば大変なことでございますので、そういうもろもろのことを考えますと、これはちょっとやっぱり慎重に計らうべきではないだろうかというふうに思っているところでございます。

そういう点では、このチャイルドたらの事業は説明をしておられる状況等を見てみますと、非常にしっかりした配慮がしてありまして、安全等も非常に配慮をしておりますからなかなかしっかりした事業だというふうに思えますので、その点で必要とあらば、空き室等の利用というふうなことは、それは可能であろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

補足して御説明をいたします。

チャイルドたらはさんはボランティアの中でも有償ボランティアという形でボランティアに取り組んでいただいております。有償ボランティアということですので、当然、1時間に幾らかというようなサービス料が発生するというをお伺いいたしております。そういうことで、20年度にも、これは多良小学校の入学式の折ですが、1名の保護者さんが、しおさい館ですと毛布とか、その他いろんなおむつとか託児をする道具が常備してございますので、そこに4時間、チャイルドたらさんに預けられたという実績等もございます。

それから、先ほど平古場議員のお話の中にもありましたが、有償の1時間500円ですか、その金額は高いというような話でございますが、それは以前からもそういうお話ございました。というのが、町内の民間保育所に事前に一時保育というような形でお申し込みしていただければ1日で1,800円、半日で900円と、そういう一時保育というのもございますので、その辺との兼ね合いとか比較で保護者の方も高いというお話があったのかなと、そのように思っております。

○3番（平古場公子君）

なぜこういう質問をするかといいますと、3月の小学校の入学式のときに町長も聞かれたと思えますけど、お話があつているときに子供が泣いたんですよ。後でお母さんのことを聞いたんですが、どうしても預けるところがないと。もう行くまいと思ったけど、入学する子供がかわいそうで子供も連れてきたと。親子泣いておられたということを知りました。現場におられた町長はどんな気持ちで聞かれていたのでしょうか、質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

確かに、あのしんと引き締まった校内でね、子供さんが大分長時間にわたって泣いておられて、その母親の心境を思いますと、一刻も早く外に連れて出たいなというふうな心境だったろうと思います。

○3番（平古場公子君）

せっかくの空き室があるのにですね、こんなときに利用していただきたいということで、教育長の前向きな答弁だと期待して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

5番通告者久保君、質問を許可します。

○8番（久保繁幸君）

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、自動体外式除細動器の件と教育の問題についてお尋ねいたします。

まず、第1点目は自動体外式除細動器、いわゆるAEDの件についての質問であります。現在、食生活の欧米化や高齢化社会、また今後、団塊の世代の高齢化が進む中、子供が昔と比べて多少体力的に弱い面が見られる昨今、突然心臓や呼吸がとまってしまい心臓疾患による突然死で亡くなる人が国内で毎日100人近くいると発表されております。

太良町におきましては、観光やスポーツ、イベント等で不特定多数の人々が来られ、今後においても交流人口増を図っていかなければならない本町であります。突然に心臓や呼吸の停止のとき、その場に居合わせた人がその命を救う備えがAEDの設置と思います。

以前は、救急救命法により病院でしかAEDの使用が認められておりませんでした。2003年、平成15年には消防署の救急隊が病院の指示を受けなくても使用できるようになり、2004年、平成16年度であります。7月1日からは一般のだけれどもが使えるようになりました。また、県では、ことしの4月から救マーク制度も設置されております。この制度は救急患者の救命率の向上を図るとともに、施設利用者が安心して施設を利用できるなど、観光県さがのイメージアップを図るものとされております。

そこで、本町でのAEDと救命処置の啓発啓蒙はどのように行われているのか、また町内どこに設置されて、数はどれくらいなのか、また想定したAEDの使用訓練を日ごろから行っておられるのか、また使用例はあるのか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

久保議員の自動体外式除細動器、いわゆるAEDについての1点目の質問にお答えいたします。

1番目の自動体外式除細動器、AEDの救命措置の啓発啓蒙についてですが、平成18年8月10日、健康増進課、町民福祉課及び社会福祉協議会が鹿島消防署に依頼し、しおさい館でAED操作法、心肺蘇生法について講習を開催いたしております。また、その講習会が佐賀

新聞にAED操作法を町職員学ぶの記事が掲載されております。平成19年6月19日には、病院、学校、公民館で一括購入したのをきっかけに職員研修としてB&G体育館で1時間程度の操作法の説明を受講したところです。また、ことし4月17日に、教育委員会主催で鹿島消防署太良分署の職員の御協力をいただき、スポーツ関係者、一般町民を対象に応急手当講習会を開催しており、AEDを設置している施設についてもそれぞれ操作方法等の説明を受けたところがございます。

鹿島藤津区の社会福祉協議会では、日赤の指導により1年に1回程度AED操作法等の講習会を開催いたしております。ことしは5月10日に開催されました。このように町の施設管理者等が啓発啓蒙に努めているところがございます。

次に、2点目の町内の設置場所と数についてですが、設置場所につきましては、多良小学校、中学校及び大浦小学校、中学校、太良高等学校、中央公民館、自然休養村管理センター、町営屋内プール、庁舎、しおさい館、光風荘、町立太良病院で12カ所、13台であります。

3番目の想定したAEDの訓練は日ごろから行っているかということでございますが、また使用例はあるかについてですが、訓練については1番目に答弁しているとおおり、しおさい館のAED操作法、心肺蘇生法の講習会を初めとして、今日まで4回程度の講習会を実施いたしております。

なお、使用例については、特にありません。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

順を追って質問してまいります。まず、啓発啓蒙の件であります。本町の住民の方々はAEDを知っておられる方が少ないと感じております。先ほど御報告では、18年に健康増進課、町民福祉課等々で講習を受けられ、19年6月には一括購入の場合に1時間程度の講習を受けられ、ことし4月には一般町民、スポーツ関係者を対象に講習会を開催されたという御報告でございますが、総数何名の方が講習を受けられたのか、またそれと医療施設、福祉施設が数カ所ございますが、各施設の実態はどのようになっているのか。また、虚弱な体力とか体質の方々が利用される場所、施設での訓練の啓発状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

18年の8月10日の健康増進課、あるいは町民福祉課及び社会福祉協議会が心肺停止等の講習会を受けたところですが、そのときについては28人中25名が普通救命講習会等の修了証をその時点でいただいております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

いえ、先ほど講習、4回程度開かれたということで、その総数、町民の方がどれくらいの方が今現在お受けになっておられるのかというのをお尋ねしておりますが、その辺、どちらの方かわかりますか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

私のほうからちょっとお答えをいたします。

ことしの4月17日に教育委員会主催でということで、お答えを先ほど町長のほうからしていただきましたけれども、そのとき、スポーツ愛好者の方、町民一般の方を対象にして開催をしたわけでありましてけれども、夜ちょっと開催をしまして30名程度来ていただいて、太良分署の方に指導をしていただいたというところでございます。

○8番（久保繁幸君）

それと、4回程度ですので、御存じでない住民の方が多ということで私は質問しておりますが、総数何名くらいの方がAEDの講習を現在までお受けになったのか、その辺をお尋ねいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

総数については、例えば、健康増進課を中心に公民館、それから教育委員会ですか、それと病院、それぞれの担当部署のほうの集計は出していないわけですから、それぞれの部署の総数の受講者をお答えいただければというふうに思っております。

そういうことで、8月10日の分については職員を中心に28名中25名が受講したということでお答えしているところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

各担当課は説明してください。町民福祉課長。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

しおさい館のAEDの講習についてお答えをいたします。

先ほど、健康増進課長が申しましたとおりに、18年8月に町職員と社協で25名と、それから19年度については、社協さんに指定管理者制度でスタートしていただいておりますので、社協の職員、19年度2回で10名、合わせて35名がしおさい館で現在まで施設の職員ということで受講をいたしております。

以上です。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

病院につきましては、昨年の一括購入の際に、職員90名程度おりますけれども、半々に分けて全員受講をお願いしますということで、90人程度は受けております。本年度からは病院

とそれから光風荘のほうで、それぞれ1回ずつその講習会を開いて、そこに受講をしに行くというふうにいたしております。（「まだありますか」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

学校におきましては、昨年5月、各学校教職員、全部の方が講習を受けております。

それから、そのほかでございますけど、大浦中学校におきましても生徒、部活関係の三十数名講習を受けております。

以上です。（「一遍に総数ば言うてくれりゃよかとけ」と呼ぶ者あり）

○社会教育課長（寺田恵子君）

済みません。総数はわかっておりませんが、昨年の一括購入したときに総務方のほうで主導をとっていただきまして、職員研修としてB&G体育館のほうで1時間程度の操作方法の説明をしていただきました。そのときには役場の職員が30名から40名程度操作方法の説明を聞いて研修を受けておられます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

今、各課から御報告がありましたんですが、私が教えていただきたいのは、今言ったのは一般の方々のAEDの使用の仕方を知っておられないということなんですよ。その啓蒙啓蒙はどのようにやっておられるか。庁舎の玄関先の自動ドアにもAEDのシールが張ってあります。だれでも簡単に使えますという文言が書いてありますが、どのように簡単に使えるのか、一般の市民の方々は御存じでないと思います。知っておられる方であってもAEDがすぐ隣にあれば心肺停止の事故が起きた場合はすぐにAEDを使うことができますが、AEDが到着するまでの手段であると思いますが、そのときまでの救命処置、心肺蘇生方法のようなものがあると思います。

今、職員、PTA等で講習を受けられたと思うんですが、また、18年8月には、佐賀新聞にAEDの操作方法を町職員が学ぶというふうな記事掲載があったというふうな報告でございますが、大浦中学校のPTAの会長である財務課長、大串課長、その救命処置と心肺蘇生法の方法を御存じであれば教えていただきたい。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

現在、大浦中学校のPTAの役員をしておりますけれども、PTAのほうで、昨年6月に各学校に配置されたのに伴い、7月の末にAEDを使ったPTAの保護者の方に御参加いただきまして夜間、夜ですけれども、講習会を開いたわけです。参加人員としては10名前後と、思ったより参加者が少なかったなというふうに思っております。

その使用方法としては、私たちもちょっと初めてというふうなことで、なかなか実際、教

えていただく方に手とり足とり、こうするんだよというふうな形でさせていただくわけですが、私の感想としては、機械のほうから音声で、メッセージでいろいろ教えてくださいますので、そのとおりやればだれでもできるのかなというふうには感じました。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

だれでも使用ができるということですが、そのだれでも使用ができる段階までが問題なんですよ。AEDが来るまでの段階、それを知っておかないとAEDがあっても何でもどうしようもないんですから、その段階を教えてくださいたいという今の質問ですが。わからなければわからなくて結構ですが。

○財政課長（大串君義君）

AEDを实际使うべきか使うべきじゃないかというのは、その機械のパッドを患者というか、その人のほうに当てて、必要がある、必要がないということ教えてくださいますので、そこら辺はその機械どおりすればいいんじゃないかなというふうには思います。

それで、皆さん、そういうときは緊急的に、周りに人がおったら手分けしてAEDを持って来る人と、その方の見守りをする方というようなことで、ある程度の役割分担というのはしなければいけないのかなというふうには思います。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

その辺、もうちょっと救命処置と心肺処置法、AEDが来るまで勉強していただいとったほうがいいのかと思います。

3番目、次に行きますが、心室細動になってから、これは心臓がびくびく動かなくなったときなんです、AEDで電気ショックを行うまでの時間が1分おくれるごとに生存退院チャンスが7%から10%低下すると言われていています。だから、心肺停止になってから10分がタイムリミットと言われておりますが、そこで先ほど場所と数の件を御報告いただいたんですが、先ほどの設置場所では町内13のうち大浦には2台しか設置していない。突然人が倒れ、意識がない、呼吸をしていない、脈がない。119番に連絡して救急車が到着するまで、全国平均で6分だそうでございます。到底、大浦方面には、特に私どものところとか、竹崎とか、県境山間部上には6分では届きません。多良の場合は6分で届くところが多いというふうには思っておりますが、このようなことを勘案しますと大浦の2カ所は多少少ないんじゃないかというふうには考えております。

先ほども申しましたが、観光で不特定多数の人々がおいでになる大浦地区、またスポーツ、イベントでたくさんの子供たちが来る道越環境広場、この辺を考慮されて大浦地区にももう少し設置が必要ではなかろうかというふうには考えております。仮の話をいたしますが、私の施設でお客様がこのような心肺停止の状態が発生したといたします。一緒においでになったお

お客様は、自分が愛する家族や友人が目の前で倒れたとき、救急隊が来るまでは最大限の努力が必要ですが、自身はおろおろするばかりがその後の現場ではないかと思えます。

既に119番通報したものの、救急車は全国平均の6分では到底到達いたしません。早くても多良から来てもらっては十二、三分かかるのではなかろうかというふうに思っております。

そこで、AEDを取りに大浦の小学校か中学校かどちらかに行ったと考えます。取ってくるまでも早くても10分はかかると思えます。私の施設に心肺蘇生法を知った者がいないとお客様が助かる率は低いこととなります。人が倒れてから時間とともに命が助かる可能性は減っていきます。前にも言いましたが、1分当たり7%から10%の割合で生命力が落ちると言われております。4分で命は危険な状態に陥ると言われております。時間との勝負であります。

このような状況がないことが一番望ましいことですが、AEDを大浦地区にでももう少しふやすべきではないでしょうか。まず、財政難の折、新規の購入ということはいきませんが、多良地区の分を大浦へ回す方法をとればいいのではないかというふうに考えます。例えば、多良小・中学校の分を1つ、庁内、しおさい館、プール、公民館、自然休養村センター、この辺は近くに5つもありますので、2つぐらいを大浦へ回す方法をとれないのかというふうに思えます。

また、太良病院に2台あるということですが、医師がいるのになぜ2台必要なのか、病院には本格的な電気ショックは常用していないのか、その辺までお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えをいたします。

先ほどの一番最後の件でありますけれども、病院といえども医師が緊急に駆けつけられない、いわゆる不在のときもありますし、その場でできるなら、すぐやったほうが時間との闘いですので、よろしいということで、一応うちが2台AEDを設置させていただいています。そのほかにカウンターショックという医師が専用にする、これは多分、電流をこれぐらいの強さが必要だということを医師が判断して流せるやつですけれども、これが2台今うちのほうに設置をしております。

以上です。（「もう一遍言いましょうか」と呼ぶ者あり）

○健康増進課長（江口 司君）

久保議員の質問の中で、多良地区のAEDを2カ所程度大浦方面に回したらどうかという御質問ですが、AEDの設置については緊急性を要する、先ほど議員がおっしゃったとおり、10分以内についての救命率は7%、8%というぐあいに救命率が下がると。ただ、議員御指摘のように、多良地区のそういった近場にある分を大浦方面に移転できないかという御質問ですが、それぞれの施設に緊急を要する場合ということで設置してありますので、大浦地区のそういった設置については、財政課長あたりと協議をしながらやっていきたいと、かよう

に思っております。

○8番（久保繁幸君）

今、財政課長と相談しながらやっていきたいというふうな意見ですが、どのように、大浦には何個ぐらいが適当だと思いますか。

○財政課長（大串君義君）

私は予算のお世話をするわけであって、そういう政策的なものは町長がすべて実権を握っておりますので、私のほうからはちょっと。

○町長（岩島正昭君）

大浦地区に、確かに大浦小学校、中学校の2台ということは人口からしてもちょっと少ないと思います。

ただ、この設置場所につきましては、さっき私が答弁しましたとおりに、ほとんど公共施設に置いてあるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）本来の姿から言えば、亀ノ浦と野崎に小・中学校があるもんだから本当は道越、竹崎に1台ずつすればベターだなというふうに思っております。

これも大体、今聞きよって1台500千円程度するということですから、太良町も公民館とか庁舎とか、自然休養村管理センターとプール、割にエリアが近くにありますが、今後そこら付近をまた検討しまして、できるだけ大浦地区にもせにやいかんなど思っております。

○8番（久保繁幸君）

今、町長の答弁で1台500千円、それはもうちょっと昔の値段ではないかと思えます。今、大体三十五、六万円でしょうかね、それだけであります。大体これをお聞きしたかったんですが、耐用年数は7年なんですよね。7年で年間割りますと52,350円、レンタルもあります。月額5,145円、これを12カ月で掛けますと年間61,700円、こういうふうになりますので、財政難で新しいものを買ってくれということはいいません。今のように公共施設の分をどうにか回していただければというふうに考えておりますので、その辺を考えていただきたいと思えます。

それから、乳児への使用、子供への使用、何歳までがどのようになっているのか、その辺を伺いたいと思えますが。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

乳幼児の使用については、ちょっと聞いたことがございません。というのは、AEDの使用については、まず最初に倒れた傷病者の患者さんが、患者さんでいいのか、傷病者というのか、意識があるかないか、それと呼吸をしているか、それから環境のサイン、要するに体が動いているか、息をしとるか、足がけいれんしていないかどうか、その辺のサインの確認をまずしなさいと。それから呼吸や脈拍等があった場合は使用しないということになってい

ますから、心肺停止の状態であるというのが確認できればAEDを使用すると。一般でも使用していいですよと、こういうことになっていますから、乳児の場合はドクターも検診はなかなか難しいと言われていていますから、これは何歳までを乳幼児というのかわかりませんが、なかなか難しいのではないかと、かように考えております。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

乳幼児についてのAEDの使用というのは、これははっきりわかりませんが、1歳未満には使用しないということで、当てるパッドについても小児用のパッドを当てるとか、そういうふうな対応でするんじゃないかなと思っております。

それと、先ほどからAEDを使う前に心肺蘇生法ということでいろいろ質問がっておりますけれども、そういう心肺蘇生法を確実にしないとAEDも役立ちませんので、そういうのについては、住民等も本当は知ってなくちゃいけないかなと思っておりますけれども、私の管轄するところでは、消防でもこういうふうな心肺蘇生法の勉強会もやっておりますので、消防団についても今後こういうのを、AEDもやっつけていこうかなと思っておりますので、そういう機会があつて、もし同じような場所が設定できればそういうふうなものも利用されても結構かなと思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

はっきり申しまして、この応急手当講習テキスト、私も講習を受けたんですが、乳児に対しては使用できませんと書いてあります。この辺は皆さん十分知っていただきたいと思いましたが、今質問したんですが、1歳未満にはこれは使用できないというふうに書いてありますので、その辺は御承知いただきたいというふうに思っておりますし、また、うちの町に1歳以上、8歳未満ですか、体重25キロ以下の子供用は設置してありますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

乳児用のAEDについては、現在町のほうでは設置をいたしておりません。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

乳児用の設置はしていないということではありますが、このテキストを見ますと、乳児用も大体どっちかというたら大人分を使ってもいいんですよ。その辺を一般町民の皆様方が御存じでないので、今度のAEDの質問をさせていただきました。終わります。

次に、教育行政についてお尋ねいたしますが、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園、すべてに関係する問題であります。近年の少子化は想像以上に進みつつある中で、かつて3,000人いた児童・生徒の数が現在では3分の1の1,000人ちょっとの数となっている中で、

現在の校舎の維持管理中であります。年々出生数が減り、数年後にはすべての学年で1クラスになる予想である中、中学校、小学校の統合は避けて通れない問題であり、私としては既に時遅しとの感じもしておりますが、今、統合素案づくりを積極的に進めなければならない時期と思います。小・中の統合化、または中学校同士、小学校同士の統合か、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

さきの3月議会での見陣議員の質問では、学校の統廃合については慎重に検討を進めていき、町内の情報収集をしながら研究をしていきたいとの答弁でしたが、慎重な検討、町内の情報収集はどのように取り組んでおられるのか。また、今後どのように進められて、何年計画なのか、その辺がわかっておられればお尋ねいたします。

また、私たち総務委員会でも統廃合を積極的に進められております多久市の取り組みについて視察に行つてまいりましたが、検討から結論まで四、五年かかっておられます。小・中学校の編制、統合への取り組み案を早目にプランを作成すべきではないかと思いますが、この辺もお尋ねいたしまして、次に、幼保一元化の方向性についてであります。

この問題も少子化絡みであり、文科省、厚労省の違いの問題もありませんが、本町としては、どのような方向性を考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、太良高校存続の問題であります。ことしの3月25日開催されました臨時佐賀県教育委員会において佐賀県立高等学校再編整備第二次実施計画案が出され、地元が説明を受ける前に報道関係が大きく取り上げたところではありますが、11年度に太良高校を鹿島実業高校と統合する第2次編制計画のたたき台が示されましたが、今後本町としては、太良高校の方向性をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

また最後に、改訂作業中であつた新指導要領がどのように変わったのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

久保議員の2点目、教育行政についての1番目、将来の中学校、小学校の統合を考慮しておくべきではないかの質問にお答えいたします。

全国的に近年の少子化傾向に伴って小・中学校の統廃合や教育環境整備等が問題となっております。特に、児童・生徒の減少による廃校は過疎地域だけでなく都市部においても発生しておりますので、地域の実情に応じた教育環境の整備が求められているところです。併設や統合する場合も学校施設の活用計画は地域全体の公共施設の廃止等を総合的に勘案し、また住民の要望、意見並びに今後の児童・生徒数の推移等を十分検討していく必要があります。太良町内の総児童・生徒数の推移を見ますと40年間で3分の1に減少しております。また、今後についても減少傾向にあり、特に大浦小学校は平成26年度、全学年において、すべてが1クラスになることが予想されています。

このような状況を踏まえ、平成18年に学校施設整備等検討委員会を開催いたしました。そ

の後、教育委員会と文教所管の総務常任委員会が今後の方針について2回ほど協議を重ね、早急に将来展望を論じる必要があるとの結論を得たところでした。これを受けまして、早速、教育環境整備検討委員会を設置しているところです。社会環境等の変化によって学校教育にさまざまな課題が生じないよう人口動態や児童・生徒数の推移、学校制度の方向性、併設や統合の制度、地域住民の意向、先進地の事例等、情報収集を図りつつ、将来を展望しての方向づけをしていきたいというふうに考えております。多久市の例等も参考にしながら、できるだけ早いプランニングをしていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、幼保一元化の方向性も考えるべきではないかとの御質問でございますが、文部科学省の幼稚園は、幼児保育士、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設、厚労省の保育所は、日々、保護者の委託を受けて乳児、また幼児を保育することを目的とする施設となっております。生涯学習を推進される中でありますが、このように子供の心身の健全な発達に必要な最低限の環境を確保するためにはどのような基準が必要であるかという観点から、民間の保育園と幼稚園におきまして検討される必要があるかと思っております。その結果の意向を十分拝聴しながら、方向性を見出していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、太良高校の今後ほどの方向に進めるかとの質問にお答えいたします。

県立太良高校は、地理的条件による通学の不便、中学卒業生数の推移及び高校進学率などを考慮し、調和の上に立った高等学校教育の機会の拡大を図るため、昭和52年4月に開校しております。太良町におきましては、町立の太良高校との思いで太良町教育振興会を同年に設立し、学校教育及び社会教育において、青少年が自主自立の精神を持って社会に貢献する人材の育成を推進するため、体育、文化等の教育的役割を果たすことができるように物心両面の援助を31年間行い、教育の振興に寄与してきたところでございます。

ところが、県教育委員会におかれましては、平成20年3月突然に、平成23年度から実施する太良高校の再編整備素案を示しました。私たちは大変驚き、また、憤慨もしている状況でございます。と申しますのも、国が中高一貫教育を推進する中、文科省の委嘱を受け、県教委より研究協力校の指定を受けて県内唯一の連携型中高一貫教育の研究を進め、一定の成果を上げていたからでございます。太良町においては、幼保小中高一堂に会し、幼保小中高教育総がかり協議会を設置し、連携教育を推し進めている中でございますので、一層の推進を図りたいというふうに考えております。

教育行政についての2番目、改訂作業中であつた新指導要領はどのように変わったのかとの質問にお答えいたします。

改訂の基本的な考え方は、これまでの基本的考え方を継承しつつ、1点目、教育基本法を改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、生きる力を育成、2点目、知識技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視、3点目、道徳教育や体育などの充実によ

り豊かな心や健やかな体を育成することとしてあります。

具体的に述べますと、小学校では、外国語活動を追加、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数を6学年合わせて350時間程度増加、中学校では、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数を400時間程度増加したところでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

順を追ってお尋ねいたしますが、今後、全学年で1クラスになる小・中学校であります、施設の管理、不必要な空き室の管理、今先ほど空き室に関しては、平古場議員の質問でも余りないということでありましたが、跡地の利用等も考えておかなければならないと思います。

少子化が進み、クラスが少なくなるにつれての今後を執行部としての案はどのような案をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

1つ、児童・生徒の安全確保という観点からの施設管理、1つは長期的な教育環境整備に照らした施設管理ということを進めてまいりたいなというふうに思っているところです。

○8番（久保繁幸君）

それでは、小・中学校の短期、中期、長期展望に立った学校運営を今後どのような方法が理想と考えられるか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

先ほど、多久市の例を出していただいたと思いますけれども、私たちが知り得た範囲内で申し上げますが、現在の多久市におきましては、3中学校を持っておられますが、その通学区域は変更しないまま7校ある小学校を3つに統合して、これを併設して実施するということを目指しておられます。そこで何をされるかという小中一貫教育を推進すると、こういうことではないかというふうに思っておりますが、これはいわば、多良小・中学校のような同一校区で、しかも、隣接している学校づくりを進めていこうとなさっていると言ってもいいんじゃないかと思っております。

大浦小・中学校も同一校区ということについては同様でありまして、同じ町内で2つとも小・中同一校区になっているというのは非常に珍しいケースなんですね。多久市ではそういう姿を求めていらっしゃるということでございますので、一つの見識かなというふうに思っているところでありますので、軽々には申し上げることはできませんけれども、そういう方向というのも一つの方角であろうと、有力な方向であろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

それでは、今のお答えでは小中一貫校というふうな方向性が望ましいというふうな感じでしたが、私もそのように思います。しかし、その校舎云々、今空き部屋がないというふうなことを考えますと、ほかの特殊な教室に使っておられるのを、小学校が中学校に行くのか、中学校が小学校に行くのか、その辺のまた利用の仕方もあると思いますので、そういうプラン、早目につくっていただきたいというふうに考えております。

また、小学校統廃合の分校の実態と展望についてであります。伊福が昭和41年3月31日、中山が昭和56年3月31日で廃校となり、現在、中尾、三里の2分校が運営されておりますが、中尾分校については、20年度いっぱい閉校されると聞いておりますが、跡地の利用、通学の安全対策の状況はどのように予定されておられるのか。また、三里分校は今後どのようにされるのかお尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

中尾分校につきましては、平成20年度におきましては、第1学年、2学年、3学年、各1名ずつの計3名の児童数になるということにかんがみまして、最適の教育環境はどうすることかということ保護者、地域の皆様方と十分協議を進めながら、その意見を尊重して一定の結論を得たところでございました。跡地の利用等、問題につきましても、地域の皆様方と十分協議を進めながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

なおまた、三里分校でございますけれども、これは地域の皆様方と協議を実施しているわけではございませんけれども、ここ数年は1年生から4年生まで各学年に在籍をし、しかも、七、八名程度の在籍数で推移するという状況になっているところでございます。これまでの分校教育の成果というようなものを考えてみますときに、私個人的にはしばらくはぜひこの特色ある分校教育を継続できないものかなというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、地域の皆様方と十分協議を進めながら推進していかねばいけないだろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

中尾につきましては、今年度いっぱい閉校になり、また、三里分校につきましては、当分の間、このままというふうな教育長の御意見でございますが、分校といたしまして、先生、今何名でしょう、生徒が3人、3人の2人ぐらいですかね、三里のほうは。その辺のマンツーマンの先生との教育はいいかもしれません。いいというふうに考える方もおられるかもわかりません。私はそういう持論ではございませんが。まず私は、本校にやり、多くの生徒の中で切磋琢磨して育てるような方法もいいのではなかろうかというふうな考えで、こういうふうな質問をしとるわけでございますが、また、私どももこの前、三里分校でちょっと保護

者の方とお話をさせていただいたんですが、若い保護者の方は本校にでもいいというふうな方もいらっしゃいます。しかし、おじいちゃん、おばあちゃんたちは長年続いた学校だからここをいつまでも残してくれというふうな御意見もありましたが、この辺はやはり保護者、地域の皆様方と十分協議をなされて進めていただきたいというふうに考えております。

次に移りますが、幼保一元についてであります。幼保一元教育、これは最近、自治体主導で全国的に広がっている傾向であると思います。1つの施設で2つの看板を立て、幼稚園、保育園が同一の園舎で一体的に運営していくという方法であります。多良に1施設、大浦に1施設といった方法が本町でできないものなのか。前百武町長は、多分方向性は示されていたと思います。その後の具体的な対策はどうなされたのか、その辺をお伺いいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

私のお答えの範疇に入るのかどうかちょっとわかりませんが、現在が私立の経営になっているところがございますので、なかなか端的な実現というのは難しいかもしれませんが、少子化傾向の中、近い将来、おっしゃるようなことも十分考慮にしていくべきだろうというふうに思っているところがございます。

以上です。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現在、町内に民間の保育所が3施設と民間の幼稚園が1カ所、それと町営の保育型の児童館ということで、大浦に1カ所、油津に1カ所ございます。以前から、16年ごろから幼保一元化については、国を初め、県のほうも検討というか、話題に上がってきておりました。平成16年度には議会の総務常任委員会にお供をさせていただいて、私も江北のほうに現場を視察研修に行ったところがございます。そういうことで、平成17年か18年の保育園長会議の折に幼保一元化について御意見を賜っております。各園の園長さんのお考えをお伺いしましたが、保育園運営に対する情熱といいますか、保育園は給食もあるし、食育の面も含めて一生懸命取り組んでおるといようなお話でございました。幸い、少子化は太良町も例外なく進んでおりましたが、保育園の園児はずうっとふえていたものですから、そういうことで、当分の間は保育園を独自で運営をしていくと。将来的には、その幼保一元化についても当然考える時期は来るだろうと。しかし、その前に、まずは保育園の統廃合というんですか、そういうところが幼保一元化の前には議論されるべきではないかなという御意見を伺っております。そういうことで、今後とも幼稚園さんのお考え等も含めて、現場のほうとしては、そういうことで御意見を拝聴しながら、方向性を定めていきたいなどは考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

今、保育園も幼稚園もだんだん少なくなっているのは現状と思うんですが、保育園が一番数的には多いですね。この保育園、幼稚園、園児は現在何名ぐらい通っているのか、まずお尋ねしたい。幼稚園、保育園、児童館、これをお尋ねいたします。児童数です。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

大浦幼稚園がございまして、1園だけでございますけど、平成20年度は20名でございます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

今年の5月末現在でございます。保育園が、合計でよろしいでしょうか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）293名。児童館のほうは油津児童館10名、大浦児童館21名となっております。

○8番（久保繁幸君）

やはり、今現在考えてみますと保育園がひとり勝ちなんですよね、293。厚労省、文科省の違いもありましょうが、この辺の幼稚園の20名、運営も厳しいと思います。児童館の運営も厳しいと思います。どうにかそのような先を見据えたプランを早急に考えていただかねばならない時期ではないかというふうに考えております。

こういうふうに幼保一元した場合、クラスや活動は違うものの、お互いに手が足りないときや協力し合う関係でお互いに刺激になるのではないかというふうに考えております、幼保一元した場合ですね。また、お遊戯会や運動会、そういうときなどのことも一緒にできるのではないかというふうに考えておりますので、この辺の勝ち組、負け組と言っておかしいですが、昔はひまわり保育園、私どもの子供が通っていたころは100名以上おったんですよ。その辺をやはり今後の運営にも支障を来すと思いますので、早急にお考えいただければというふうに思っております。

次に行きます。

高等学校再編整備についてであります、4月のあれは12日やったでしょうかね、素案説明会の折、5月中には太良高校存続期成会を立ち上げるとの事を言っておられましたので、関係者や保護者、OBの方々からたびたび存続期成会はいつ発会されるのかとお尋ねを受けておりました。しかし、さきの6月6日の全協の折、存続期成会を6月16日に開催することでありましたが、どのような方がメンバーになれるのか、また、執行部は太良高校をどのようなプランを示される予定なのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

4月9日に豊峯会館にお集まりいただきましたけれども、太良高校の教育振興をはかる会を中心にし、また、議会議員の皆様方に案内を差し上げているところでございます。

そこで、魅力的な太良高校を構築した上でぜひ太良高校存続していただきたい、そういう旨の趣意書を御採択いただいて、佐賀県教育委員会、知事、議会、そのようなものに要望活動を展開する、そのようなプランを持っているところでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

時間がないので、ちょっと飛びます。提案であります、現在、太良高校は海、山の近くにある高校であります、この高校は普通高校であります。この普通高校を全国から募集できる水産、農林高校への転換高校として考えられないのか。と言いますのも、現在、食料自給率、我が国39%であります。将来的に海の汚染、食料不足、保水力、観光問題等々を考えますと今以上に海と山は大事に保っていかなければならない時期が来るのではないかと思います。太良高校をこのような教育の場所につくっていけばと思いますが、町長いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

せんだって、先週やったですか、県の川崎教育長、それとまた県庁の中でお会いをいたしまして、議員おっしゃるとおりに、そこら付近の普通高校にとらわれない高校ということで、例えば、太良高等学校を太良実業高等学校とか、そういうふうなことでうちは私の案という形で教育長に申し上げております。

農業、林業、水産という形でつくりたいと。ペーパー上は学校で勉強して、次は山も林業もあるし、漁業組合もあると。だから、水産につきましては、玄海のほうには水産学校とあります。この有明海沿岸には水産学校ないんですよ。だから、ぜひ水産関係をつくって、昔はとる漁法から今はつくり育てる漁法に変わっているということで、そこら付近の検討をお願いしておりますし、また、県は県で太良高校は廃止廃止と言わんで、あんたたちはどがんすすぎ太良高校が存続すつとかと県は県で考えてくれんかというふうなことで、どういうふうなことをすれば存続で持っていくかということをする町は町、県は県で今検討している状況でございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

どのような型にしる存続をしていただくよう努力していただきたいと思います。

時間がないので、次に行きますが、来年度から実施であります新指導要領につきましては、るる説明がありましたが、質問すればこれは切りがございませんので、3点だけお尋ねいたしたいと思います。

1つ目は、理念として継承される「生きる力」とは具体的にどのようなものか。2つ目は、小学校の外国語はどのような教育なのか。3つ目は、中学校での男女とも武道とダンスの必修科はなぜ行われるのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

端的に申します。生きる力とは確かな学力、豊かな人間性、そして、たくましい体の総体と認識をしております。

次は、小学校の外国語でございますけれども、平たく言えば外国語を聞く、話す体験を通じて外国を、あるいはその文化になれ親しんでいく教育というふうにとらえているところでございます。

なおまた、武道の必修科の是非でございますけれども、これは大きな改善の流れの中で、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成するということがございまして、なおまた、内容の改善事項として伝統や文化に関する教育の充実と、そういうものの一環としてこの武道というものが必修科されているという状況でございます。ちなみに、現行と違いますところは、1年ないし2学年におきましては、Aの体づくり運動から体育理論まで8の領域がございまして、そのすべての領域にわたってすべての生徒に履修させなさいと、そういうふうにご訂をされたところでございます。

なおまた、3学年におきましては、もろもろでございますけれども、球技、武道、これらのうちから1以上を選択して履修させなさいと、そのように変わっているところでございますので、大きく変わったところは現在でも授業の中で柔道をやっております。ですけれども、それはあくまでも選択として選択して履修するものでございます。今回の改訂では、これが必修として全すべての生徒に履修させなければならないとされたことでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

小学校の外国語、外国語というたら英語のみなんでしょうか。それと武道、武道にはいろいろあると思うんですが、どのような武道なのか、2点お願いいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

外国語です。英語ということにはなっておりませんからいずれの言葉でもいいと思いますけれども、実際には英語以外で何をするかということになりますと、ちょっと思い当たりませんから、私たちは外国語を即英語というふうにご訂はとらえて実施をしている状況でございます。

なお、学習指導要領に示されている武道は柔道、剣道、相撲でございます。この中の1つを選択しなさいということになっております。なおまた、ただし書きにおいて、なぎなたなど、その他の武道について履修させることもできるというふうなことでありますので、例えば、うちはなぎなたを選択しようかということであれば、それでも結構だということでございます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

よりよい教育ができますことを念じまして、質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

暫時休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

会を開く前に、3番通告者の牟田議員の質問に副町長から答弁漏れがっておりますので、その答弁を許可します。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

山林等の買収等の答弁漏れをいたしておりましたので、これは、平成3年から19年の2月1日までの分でございますけれども、広域農道からふるさと農道とか、それから、広域農道に伴う工事用道路とか、それから、町単のふるさと農道とか、こういったものを合わせてですけれども、トータルで212筆の15万7,988平米、ヘクタールでいいますと約15.8ヘクタールですか、これを土地代で31,597,600円、補償として支払いしているところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

6番通告者見陣君、質問を許可します。

○7番（見陣泰幸君）

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問します。

第3次太良町総合計画後期基本計画について。

(1)自然環境の保全について。公園・広場の充実状況と今後の対策について。海岸・河川整備の状況と今後の対策について。環境衛生と環境保全への取り組みと対策について。

(2)生活安全の確保について。防災と消防の取り組みと現況について。交通安全と防犯について。

(3)行政運営について。行財政改革大綱及び行政改革プランの進捗状況と今後の対策について質問します。

○町長（岩島正昭君）

見陣議員の第3次総合計画後期計画の1点目、自然環境の保全についての質問にお答えいたします。

まず、1番目の公園・広場の充実と今後の対策についてであります。現在、町内には健

康広場、道越環境広場、健康の森公園、農村公園、太良人工海浜公園などのほか、児童遊園地が33カ所あり、数的には一定のレベルに達しているのではないかと認識をいたしておりますが、しかしながら、昨今の少子化問題や生活様式の変化などにより、公園・広場での子供や親同士の交流が少なくなってきたり、子供たちから高齢者までが自然と触れ合うことができる公園やスポーツ、レクリエーションなどを楽しめる公園など、町民が安全に安心して遊び、憩える公園、広場の整備が重要だと考えております。

このような観点から、道の駅の北側部分の空きスペースを有効活用し、町民はもちろん、観光客までが憩える公園の整備をJR振興策の特別助成金を活用して整備したいと考えております。

次に、2番目の海岸・河川整備の状況と今後の対策についてお答えをいたします。

本町の海岸線は、約20キロメートルありますが、国道207号沿いの海岸は波状壁が整備され、また、伊福地区と江岡地区を除く海岸は高潮対策として消波ブロックが設置されております。伊福と江岡地区の海岸につきましては、JR振興策による県営事業の海岸保全事業で消波ブロックの設置が計画されており、今年度から24年度までの5カ年で実施予定となっておりますが、早期整備が図られるよう国、県に要望していきたくと考えております。

河川についてであります。町内には県が管理する2級河川が17河川あります。過去に台風や豪雨による浸水被害を受けたために改修事業などを促進し、主な河川は整備されております。平成19年度は、伊福川等のヨシの伐採が行われましたが、今年度は伐採と波瀬ノ浦川の護岸工事が予定をされております。

今後とも県などと連携し、改修工事に当たっては自然環境や景観に配慮した多自然型工法の採用、また、ヨシの伐採やしゅんせつなど、水辺環境の整備を県に要望していきたくと考えております。

次に、3番目の環境衛生と環境保全への取り組みと対策についてであります。1点目として、各家庭から排出される一般廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進していくことが重要課題と考えております。

一般廃棄物の適正処理につきましては、現在は杵藤クリーンセンターへ搬出してありますが、施設の老朽化及び最終処分場の逼迫により、新しい処理施設の建設が課題となっておりますが、昨年7月、4市5町により、佐賀県西部広域環境組合を設立し、平成27年度を施設の稼働目標として現在作業を進めているところでございます。

また、ごみの再資源化につきましては、太良町リサイクルセンターを拠点とした環境に優しい循環型の地域社会を目標にペットボトル等の資源ごみのリサイクルを推進しております。

次に、2点目として、環境教育の充実を図ります。平成19年度は佐賀県環境サポーター派遣事業制度を活用し、平成19年9月に大浦地域婦人会が、10月には太良町老人クラブ連合会女性部が環境学習会をそれぞれ開催いたしております。

3点目として、河川や海の水質保全と、快適環境の確保に向け、家庭用合併浄化槽の設置補助及びEM活性化液による家庭雑排水等の水質浄化を推進いたしております。家庭用合併浄化槽につきましては、平成19年度末で補助による設置は太良町全体で347基の設置となっており、平成20年度も20基の設置を見込んでおります。EM活性化液の配付につきましては、現在、太良町リサイクルセンターで無料配付を行っておりますが、平成19年度は延べ人数で約883人の利用がなされております。

また、家庭用の使用済み食用油につきましても、各家庭から太良町リサイクルセンターに持ち込んでもらい、廃油せっけんとしてリサイクルをしておりますが、平成19年度は98人、192リットル程度の使用済み食用油を廃油せっけんとしてリサイクルいたしております。

今後も一般廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進並びに環境学習の充実、河川や海の水質保全と快適環境の確保に努め、環境衛生の向上及び環境保全の取り組みを推進してまいります。

2点目の生活安全の確保についての1番目、防災と消防の取り組みと現況についてお答えをいたします。

防災の取り組みと現況についてであります。先月27日に台風、大雨等による被害に備えるため、佐賀県、警察署、消防署、消防団を初め、関係者による平成20年度太良町防災パトロールを実施し、町内の危険箇所等を調査したところです。

このような取り組みを初め、台風や集中豪雨等あらゆる自然災害から町民の生命と財産を守るため、治山治水対策、土砂災害対策等を実施するとともに、防災設備の設備や防災体制の充実を図っております。さらに、自主防災組織の育成や、地域ぐるみの防災意識の高揚を図るなど、災害に強い町づくりを推進しております。いつ、どこで、どのように起こるかしのめない自然災害に対し、備えに怠りがないよう努めてまいります。

一方、消防の取り組みと現況についてであります。町民の生命、財産を守るため、消防団の組織強化、消防設備の整備、充実、町民の防災意識の高揚と自主的防火、防災体制の強化に努めております。

消防団の組織強化につきましては、山間地域の消防団への加入促進、部の統廃合を推進し、団員定数500名に対し、現在499名の方が入団されております。また、質的向上を図るため、全団員訓練、夏季点検、規律訓練等を実施しております。消防設備の整備、充実については、防火水槽、消火栓の整備を今年度は5カ所予定しております。限られた予算の中で、計画的に実施しておるところでございます。また、防災意識の高揚については、町報、ホームページ等を利用し、確立強化を図っております。

2番目の交通安全と防火についてお答えをいたします。

交通安全についてであります。まず、交通事故を防ぐため、佐賀県、警察署、交通安全協会、交通安全指導員、PTA、婦人会等関係機関の協力のもとに、町民一人一人が全力を

掲げて取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念の下に交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な対策が必要と考えております。

量的、質的に変化していく道路交通事情に対応するためには、人命尊重の理念はもとより、交通事故がもたらす大きな社会的、経済的損失を勘案し、交通事故のない安全な社会を実現することを理想として、交通事故の実態に対応した交通安全施策を推進しております。特に、高齢者の交通安全対策の推進、シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底、安全かつ円滑な道路交通環境の整備、交通安全教育の推進を重点施策と考えております。

防犯対策につきましては、犯罪の発生を未然に防ぐ手だてが自治体の仕事と認識しております。太良町には多良地区、大浦地区それぞれ区長さんを構成員とした防犯協会があり、夜間の暗闇を減らすための防犯灯の設置、整備などに取り組んでいただいております。町は防犯灯を新しく設置した箇所数に応じて、防犯協会に1灯当たり2,500円の補助金を交付しておりますとともに、協会の事務のお手伝いをいたしております。

教育委員会関係では、登下校時の安全確保として防犯ブザーを所持させ、利用指導等も行ってありますが、平成17年度の広島県等の事件の発生を受け、保護者、社会福祉協議会会員、一般町民等による学校安全ボランティアを結成してもらい、主に低学年の下校指導に当たってもらっております。

現在、150名程度のボランティアが各コース別にリレー方式、ポイント方式で引率指導をしてもらっております。また、町内の小・中学校では、学校ネットを活用した防犯対策に努めております。学校ネットは、携帯メールやインターネットを活用し、学校から保護者等への素早い連絡網として機能いたしております。同じようなシステムで佐賀県安全・安心情報発信システム「あんあん」があります。あんあんは、気象情報や災害情報のほかに、犯罪発生や注意喚起の情報を加入者の携帯メールに無料で発信しています。それぞれ非常に有用なシステムですので、今後も町民の皆様への利用促進のための広報を行ってまいります。今後とも犯罪の起きにくい、環境犯罪に巻き込まれない教育、そのための活動と情報提供を推進します。

次に、3点目の行政運営についてお答えをいたします。

行政改革大綱及び行政改革プランの進捗状況と今後の対策についてですが、まず、役場の組織機構の見直しにつきましては、ことしの4月から課の統廃合を行い、職員の人員削減とともに取り組んでまいりました。また、プロジェクトチームによる行政評価を試行的に行い、各事務事業の効率化などについて検討し、事務のスピード化や事業の必要性などについて検討を行ってまいりました。職員のスキルアップにつきましては、課長、係長など役職に応じた職員研修や各部署での専門的な研修を計画的に進め、よりよい行政サービスを提供できるよう努めてまいりました。

これまでの進捗状況につきましては、毎年、行財政調査委員会を開催し、進捗状況等今後

の取り組み状況等について報告し、町報たらや町のホームページなどで町民の皆様にお知らせしているところでございます。

18年度の進捗状況につきましては、平成19年12月の町報たらに掲載し、ことし3月の一般質問でもお答えしておりますが、歳出では事務事業の簡素化や効率化、歳入では使用料や負担金の見直しなど、行財政改革プランに掲げる対策や効率化に努め、平成18年度行財政改革の実績では、その効果が改革プランの146,000千円を大きく上回る234,000千円に達し、計画以上の効果をおさめております。

これまで、行財政改革大綱や行財政改革プランに沿って順次改革を進めているところでありますが、今後とも国や県の動向を踏まえ、町を取り巻く環境の変化に十分注意し、引き続き行財政改革プランの見直しを図りながら、町民の皆様の視点に立った健全な行財政運営を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら、順次質問をさせていただきます。

まず、健康広場、道越環境広場の整備についてですが、今現在、あちこち整備されていますけど、もうこれで十分なのか、まだまだあるのか、質問します。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えいたします。

健康広場と道越環境広場の整備についてでございます。

まず、健康広場については、今、たくさんの人に利用してもらっておりますので、その利用内容とか目的等確認してスポーツトラクターによる整地作業を行っております。それにまた、定期的に真砂土の補充を行って、常に安全で安心して利用できるグラウンドコンディションの維持管理に努めているところでございます。

また、健康広場のフェンスにつきましても、昨年度に引き続き取りかえ改修を行い、整備充実に努めているというところでございます。

道越環境広場につきましても、現在、管理を委託しております道越少年野球の保護者での管理はもちろんでございますけれども、定期利用してもらっております大浦少年野球の保護者の方も整地作業、除草作業を実施していただいて、施設の定期利用者と私ども管理者と相互で施設の整備に努めているところでございます。

今後につきましても、だれもが安全で安心して利用できるよう、より一層の整備充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今、多良のほうの健康広場はさくもできていますけど、道越の健康広場については今度防

護さくをされるのであれば、もう少し高さを高くしていただければと思いますけど、特に海の近くなんかはですね。そこら辺はどうでしょうか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えいたします。

道越環境広場について、防護さくをする今のところ予定はございません。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

わかりました。健康の森公園、あいあい公園などの整備についてですけど、前にも質問したと思うんですけど、障害者の方、特に車いすを利用される方たち、そういう方たちが自由に出入りするような整備はどうですかね、今進んでいますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

障害者の方が自由に出入りするというようなことでございましたけれども、健康の森公園につきましても、自然と触れ合うということをつくられた公園でございますので、今後、障害者の方も利用できるような公園として整備を図ってまいりたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

農村公園についてお答えいたします。

農村公園は、私がいるとき、県事業でつくった関係でございまして、ここにはもう車から、駐車場にももちろん身障者用の駐車場を準備しておりまして、トイレのほうも設置してあります。スロープ式につくってありますので、車いすでも自由に入れるような状態になっております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

障害者の方の団体の利用度は少ないと思いますけど、たまに利用される施設の方々がいらつしゃると聞いたもので、ちょっと質問してみました。

あと児童遊園地が33カ所あると聞きましたけど、その地区で管理はしてあるのか、行政がどこまで入って管理をされているのか質問します。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員、先ほどお話がありましたように、町民福祉課所管の児童遊園地ということで、現在町内に33カ所ございます。そのうち、6カ所については町が管理をいたしております。それから、あとの27カ所については各行政区のほうに管理をお願いしている状況でございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

児童遊園地のことですが、以前、問題になっていた危険な遊具とか、そういう遊具については撤去しなさいとか、指導があったと思うんですけど、そこら辺の状況は今どうですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

平成16年4月に大阪のほうで、回転遊具に指を挟まれて指が切断になったという大きな事故がありまして、その後、この昨今の遊具の事故を受けまして、その安全対策について国や県から安全性の徹底ということで通達が来ておりますので、太良町も早速点検を行いまして、中畑の児童遊園地ですが、そこが回転ブランコというようなことで、その危険性が十分あるというようなことで撤去をいたしております。

それから、もう1カ所は老朽化をしておりました竹崎城址跡の横のゲートボール場を主に使用されている公園にブランコと滑り台がございましたので、その分も撤去をいたしております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

完全に済んでいることでいいですね。

そしたら、農村公園や遊休地を活用した広場などの整備を、町民と連携のもとで進めるとありますが、進捗状況について質問します。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まず、農村公園などの既存の公園広場については、本年4月から御存じのとおり、指定管理者制度を活用しながら、民間の団体の方に管理運営を委託しておりまして、現段階ではその効果、成果を大いに期待している状況であります。

そのほかの施設については、今後ともおっしゃられるとおり、町民との協働によりまして整備充実を図っていききたいとは考えております。また、今後、遊休地を活用した広場などの整備につきましても、できるだけ活用方法については町民の方の意見、要望などを取り入れて計画に反映できればと考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今、計画の途中ということで受け取っていいですかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

具体的な事例ということは、今の段階では具体的な事例がございませんので、強いて言えば、来年、伊福の北側の部分を整備したいとは考えておりますけれども、これも県と最終的な調整が済んでおりませんので、実施の段階になれば、先ほど答弁しましたとおり、そうい

うものを住民との協働というテーマでやっていけたらと。また、あそこについては交流施設、町外の方との交流施設でもありますので、いろいろな意見が出てくれば、そういうふうな要望も満足できるような施設にできればと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

次に行きます。

有明海の海岸線についての整備、また、高潮対策についての整備は、今現在、全体のどれくらい進んでいますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、海岸についてでありますけど、海岸線は約20キロメートルあります。このほとんどが国道沿いや埋立地の人工海岸であります。自然海岸が幾らか残っておりますけど、自然海岸につきましては手をつけずに、そのままの自然の状態に残すべきと考えております。

このため、整備率については把握しておりませんが、整備を要する箇所についてはほとんど整備されている状況であります。

次に、高潮対策についてでありますけど、国道沿いなどを主に消波ブロックが順次整備されております。これも整備率というのはわかりませんが、伊福地区と江岡地区の国道沿い540メートル、それと、たらふく広場の護岸約400メートル、竹崎の漁業集落排水施設の護岸170メートル、この合計約1.1キロが今後、整備が必要な箇所と考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

次に行きます。

2級河川17カ所の整備の状況と、比較的小さな河川の整備は。

先ほど大きな2級河川については町長から答弁いただきましたけど、今、比較的小さな河川、そこが、ヨシが植わったりとか、ごみがたまったりでちょっと流れが悪い川も——小さな川ですね。そういうところの整備の状況はどうなっていますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、2級河川は一応整備率が17河川で延長約45キロメートルありますけど、そのうち、上流の地区を除いた要整備延長が27キロメートルです。このうち、整備済み延長が18.2キロとなっておりまして、整備率は大体67%となっております。

小さな河川については準用河川と普通河川が23河川、延長が約27キロメートルあります。護岸の決壊等で災害の対象となるものについては、災害復旧事業で対応をしております。小規模な決壊とか、先ほど議員が言われました土砂の堆積等の場合は、これが原因で流水が堤防を越えて農地や宅地等に2次災害を及ぼすおそれがある場合は予算を計上して対応をする

と考えておりますけど、こういった2次災害の可能性がないものにつきましては、財政状況も厳しいものがありますので、特に対策を講じることは現在考えておりません。

○7番（見陣泰幸君）

今の答弁で、小さな川はある程度早急に行わないでいい河川なんかは、例えば、その地区、その地区で要望が出ているところもあると思うんですけど、そういった要望が出た場合の対応はどうされていますか。

○建設課長（川崎義秋君）

小さな河川、まず普通河川でございますけど、普通河川は法定外公共物というふうになっております。現在、法定外公共物につきましては、地元のほうで管理をしていただいております。それで、地元のほうでどうしてもできないというようなことがあれば、その都度検討をしていきたいと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

そして、まだこの3次計画を立ててからちょっと期間が浅いと思うと思いますが、老朽化の著しいため池の改修については、また工事が行われているのか、まだ調査中なのか。調査中ならば、進捗状況を質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

老朽化が著しいため池については、これまで改修工事を行ってきております。最近では、平成17年度に小川内のため池とオオタブのため池を町の単独事業で改修工事を行っております。

小規模な補修等につきましては、現在、材料支給によって地元、受益者の方で対応をしてもらっているのが現状であります。

○7番（見陣泰幸君）

次に進みます。

環境と衛生の答弁をいただきました。2点目で、環境サポーター派遣事業を平成19年9月に大浦地域婦人会、10月には太良町老人クラブ連合会女性部が環境学習会を開催されていますとありますが、年に何回ぐらい開催されていますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

環境サポーター事業は、先ほど町長も議員も御承知のとおり、9月と10月で1回ずつ、19年度におきましては2回行っております。

この環境サポーター派遣事業が県の事業でありまして、19年度県内全体で64回ほど開催されております。それとまた、20年度にも回数としては80回程度、予算を1,000千円ほど県のほうで準備してありますので、今年度も太良町のほうも各団体から要望があれば、県のほう

と調整して実施していきたいと考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

こういう活動は、要望があったときのみ、今、活動をされているんですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほど申しましたように、県の事業ですので、希望がある団体があれば、うちのほうに連絡してもらえば県のほうに調整をとるような状況であります。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら、3点目の家庭用合併浄化槽の設置補助は前にも聞きましたけど、参考のために設置補助は幾らなのか、規模によって分けて説明をお願いします。

そして、平成20年度は20基設置を見込んでいるようですが、見込みが多かった場合は順次対応をしていただけるのか質問します。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。設置補助金についてお答えします。

5人槽、補助金が332千円、これが建物面積が130平米以下ということになっております。次に7人槽、補助金が414千円、建物面積130平米以上になっております。それと、10人槽で548千円の補助がございますけれども、10人槽に関しましては二世帯住宅、台所が2カ所、ふろ場が2カ所という条件がついております。

また、もう1つの見込みより多いときということですが、これは毎年、年に4回ほど見直しがあっておりますので、設置基数が増加した場合でも国、県と調整を図り、的確に対応している状況でございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

はい、わかりました。

次、EM菌の話も出ましたけれども、今現在、EM菌の利用度がわかればお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

EM菌につきましては、先ほど町長の答弁の中で延べ人数883人ということで答弁しております。また、ほかにも平成18年度からEMだんごなどを利用した河川浄化、大浦地域婦人会、大浦小学校が取り組んでもらっております。また、20年度も9月に実施する予定であります。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

そしたら次に、環境美化について質問します。

今、山とか行ったら不法投棄があちこちにあると思います。現在の状況と対策はどのようにしているのか、質問します。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

状況としましては、不法投棄の量といいますか、山間部を中心に、山間部だけじゃございませんけれども、海岸べた等にもあります。テレビ、冷蔵庫、家電製品、雑物などが不法投棄されております。17年度で2,000キログラム、18年で5,900キログラム、19年で1,500キログラムほどの処理を行っております。

今後の対策としましては、ごみの不法投棄につきましては、一般廃棄物につきましては町の委託業者である太良クリーンセンターのほうで収集処分を行っております。それと、産業廃棄物につきましては、管轄が都道府県となっておりますので、杵藤保健福祉事務所と連絡を取り合って調整を行っている状況であります。また、片づけた場所につきましても、町独自の不法投棄の看板を、「不法投棄はやめてください」というような看板を設置してきているような状況でございます。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

今、対策はあちこち看板を立てているという答弁をもらいましたが、どうですかね、今までの状況を見て、看板を立てたぐらいで効果があるのかですね。そこら辺がどうなのか、ちょっと質問します。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

従来、亀崎からの旧国道、今国道よりもちょっと上の段階になりますけれども、あそこでもかなり不法投棄がひどかったんですけれども、あそこではノリ網が要らないようなものをいただきまして、その網を張ったり、看板等を設置した。やっぱりこれも、すればまた捨てるというような格好でしたけれども、最近ではかなり減りまして、それと、ことしでしたかね、大浦のほうで1カ所、ボランティアによる不法投棄の撤収を2カ所ほどしてもらった箇所もありますけれども、そういったところでは看板を立ててすぐ次の日は幾らかまたあったというところもありますけれども、大きなところではやっぱり10,000千円の罰金ですというような看板を立ててきておりますので、かなり効果は上がると思います。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

今後一層、警戒を厳しくしていただきたいと思います。

次に、防災、生活安全の確保についての防災のほうに移りたいと思いますけど、今、災害があったとき、避難所あたりは町内に何カ所してあるのかですね。また、避難路の整備についての状況を質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

避難所については、大規模な災害については町内、公共施設を13カ所ほど予定しております。それと、自主的な避難ですね、台風とか大雨のとき、自主的な避難については地区の公民館などを利用されているかと思っております。

最近では、台風が来ると、自主的に避難される方が2世帯ぐらいは常時あるというふうな状況になっております。今まで、大規模な災害はあっておりませんが、そのように13カ所の施設を今のところ予定をしております。

それと、避難路の整備ですけれども、避難路については特別整備というのは行っておりませんが、実質的には住みなれた家からいざ避難しようとするときに、自分がやっぱり経路、その地区の避難箇所がどこにあるかというのをやっぱり知っておかないとあれですので、それぞれが自主的にそれぞれの家庭に応じた、その家によっては障害のある方とか、いろいろなケースがありますので、それぞれに応じた方法で避難をしてもらいたい、こちらのほうは考えております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

多良、大浦分けてでもいいでしょうから、少なくとも消防の詰所あたりなんか、場所の指定とか、そういう地図か何か、もし作成できれば、最低でも詰所ぐらいには置いていただければありがたいと思います。

そして、次に行きますけど、防災無線についてです。

現在、防災無線の放送は、特に火事ですけど、今、町民の方から場所がわかりにくいとか、特にそういう問い合わせがあります。それをちょっと詳しくわかりやすく説明していただければ幸いです。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、防災無線については初動体制の確立ということで、できるだけ早く災害現場に行くということを目指すとして、今のところは防災無線で放送をしております。

的確な現場がわかるように、目標物ということで今のところ防災無線では流しておりますけれども、これについては町内を310カ所、行政区に20カ所以上あるところもありますけれども、そういうような目標地点を設定して、向こうの武雄の広域の消防のほうから遠隔操作によって目標地点を音声合成ということで、向こうで機械的に処理をして放送をされてお

ます。

なかなか、今までも議会とか、いろいろ委員会でも指摘がありましたけれども、わかりにくいということがありましたけれども、できるだけ消防団が所期の目的を達成するため、その現場にいち早く行くための手段として、今までの放送より早い時間で7分とか8分、大分早くなりましたので、消防署と同じ時間帯にもう放送ができるようになりましたので、もういち早く現場に行くためには今の方法が一番いいんじゃないかならうかなと思っております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

わかりましたけど、町民の声が最初の放送みたいに太良町独自でされないのかと、そこら辺の仕組みも少し教えていただければと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

当時は、広域で防災無線をする前については順次指令ということで、消防署に通報が行ってから、それから消防署からこちらのほうに赤電話が来て、それから放送するということが大分時間がたっております。

今度の放送については、もう直接消防署に連絡があって、そのままの状態では私たちに連絡が来るとということで、いち早くこちらのほうに情報伝達をするということの目的で、所期の目的がそういうふうで今回なったということですので、目標地点を一応設定して、そこにいち早く現場に行くようにということにしておりますので、わかりづらいかと思いますが、これもなれてもらって、もう地区に何カ所も設定をしておりますので、それからもうある程度の消防団については、それを聞いた段階でもう大体そこら辺ということで出動しておりますので、消防団が所期の目的のため、消火とか、いろいろそういうふうに見目に行くための情報手段だと思っておりますので、前のようにするとまた連絡がおくれてくるというふうな所期の目的が達成できないような状態になりますので、このシステムを今後でも利用していきたいと。

今後、県内も今、武雄地区がこのような高機能消防指令システムをとっておりますけれども、唐津地区でもこのシステムを取り入れると。県内、大体消防の広域化とか、こういう話がありますけれども、そういう状態になれば、全部1つの司令系統になるんじゃないかならうかという話もありますけれども、今の現段階では、このシステムにある程度なれてもらいたいというのが私たちの願いであります。

○7番（見陣泰幸君）

はい、わかりました。

次、消防に行きます。

山間地区の消防団への加入についてですけど、今現在、何名ぐらい入団されていますか。

わかれば。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

山間地区というより、今まで消防団の団員がいなくて新たに加入された地区というのが多いんじゃないかなと思っております。約10名の方がいらっしゃいます。

地区別で言うと、参考までに申し上げますと、山根が2人、中山が2人、大川内が1人、喰場が2人、中尾が2人、大野が1人ということで、今それぞれの地区から加入をしてもらっております。

大浦地区においても、各区長さんたちに今、消防団から相談に行かれて前向きな答えが出ている状況であります。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

それでは次に、防火水槽・消火栓の設置についてですけど、ことし5カ所設置するという答弁をいただきましたけど、今現在、設置度について、どれくらいの設置ですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

防火水槽については、今現在143カ所、それと消火栓についても183基ということで、最近ではこれもちよっと語弊になるかもしれませんが、山間地区というのにあれですけども、18年度が中山と大町がつくってもらって、20年度も牛尾呂ということで、20年度については5カ所と言いましたけれども、消火栓が牟田に1カ所つくる予定で、あとの牛尾呂以外については、あとの3カ所については防火水槽の改修ということでしておりますけれども、最近ではそういうふうに、今まで消防団がなかったところについてもみずからそういう防火水槽とかの設置をしていただいております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

消火栓については水道課あたりと話も必要でしょうけど、防火水槽なんかは特に山間部ですかね。そして、民家が少ない場所、そういうところではちょっと少ないかなと思うんですけど、そこら辺の状況はどうですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

先ほどお答えしましたとおり、やっぱり設置数は少ないですね。18年度に中山と大町がしてもらって、今年度も牛尾呂ということで、それぞれ防火水槽がない場合はスプリンクラーの水を使うとか、いろいろな方法をされてしておりますけれども、極力、町のほうもそういう要望があれば、御期待に沿えるように予算獲得等もしていきたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

そのような地区にも推進のほうをよろしく願います。

次に、交通安全ですけど、通学路の整備について、カーブミラーの設置、路肩の整備。これについて、陳情書なんかは何件ぐらい出ているのか、出ていけば通学路ですので、どういう対応をされているのか質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

今のところ、陳情書等については町のほうに提出された分については処理をしておりますけど、現在のところ、今、私たちのところに上がっているのはありません。

過去に上がってきた分については、随時限られた範囲内で場所を確認し、必要の度合いを見ながら、上司と相談しながら最終的には決定し、今設置している状況でございます。

○7番（見陣泰幸君）

特に通学路、子供の安全を優先にお願いしたいと思います。

次に行きます。

広域農道と交差する道路ですね、特に今現在、片峰線が交通事故の発生率が多いように話を聞きます。どのような対策を今までとってきたのかですね。これから先、どういう考え方を持っておられるのか質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

あそこの片峰線のところは、七、八件事故があっているというふうな話を聞いておりますけれども、確認はしておりませんが、あそこのところは、まず、とまれの規制の停止線ですね、そして、手前のところには柿色で注意線を通してずっと色をつけて手前のほうから注意をして、それと、交通安全協会で左右確認、事故多発、一たん停止とかという看板も設置し、カーブミラーも設置している状況でございます。

○副町長（永淵孝幸君）

補足させていただきます。

今おっしゃった場所は、一たん停止の公安委員会の指定まで受けて、そこで一たん停止しないと警察がおられた場合は捕まるというような状況になっております。

それから、交差点の真ん中付近に、夜間赤いシグナルを出して光るような形のものの設置は、これは県のほうでしていただいております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

対策をとれと言っても、今されたぐらいで、難しい問題とは思いますが、できれば、今から先、その地域の方——地域の方ばかりじゃないでしょうけど、利用される方の意識の問題だとは思いますが、町としても話し合い、呼びかけをより一層していただければと思うんですけど、そこら辺の予定についてはどうですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先日もその場所については警察と私たちは立ち会いのもと、ちょっと現場を見させてもらったんですけれども、広域農道はどうしてもやっぱりスピードが出てきます。広域農道のほうが優先ですので、一時停止を確実にして、あそこ左右確認をすれば、本来なら事故が起きないところでしょうけれども、やっぱり昔からあった道がどうでしょうかね、優先という感じが気持ち的にあるかもしれませんけれども、住みなれた道路でしたので、そして新たにできた道が広域農道ですので、そういう感覚的なものがあるんじゃないかなろうかなと思っておりますので、その辺区長さんあたりにも相談しながら、啓蒙に努めたいと思っております。

○7番（見陣恭幸君）

できるだけ努力をしていただきたいと思います。

次、行財政運営について。行財政改革大綱及び行政改革プランの進捗状況と今後の対策についてを質問します。

参考のためによろしいですけど、太良町の基金と地方債など、そこら辺の金額を過去5年間、そして、財政力指数、実質収支比率、経常収支比率、公債費比率、公債費負担比率の過去5年間の流れをちょっと教えていただきたいと思います。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

普通会計のほうの決算ということで御説明させていただきます。

平成15年度から19年度までの5年間ということで、基金と町債の残高を説明いたします。

基金残高につきましては、平成15年度末が4,644,000千円、1,000千円単位で申し上げます。16年度が4,303,000千円、17年度が3,972,000千円、18年度が4,085,000千円、19年度が4,375,000千円。町債残高、15年度末が4,684,000千円、16年度が4,878,000千円、17年度末が4,894,000千円、18年度末が4,804,000千円、19年度末が4,759,000千円。

続きまして、財政指数につきましては、19年度の決算について、今現在、財政の状況について分析をいたしておりますので、19年度の指数については今現在出ておりませんので、平成14年度から18年度までということで数値をお答えさせていただきます。

財政力指数、14年度0.244、15年度0.252、16年度0.258、17年度0.263、18年度0.266。

実質収支比率でございます。14年度2.9、15年度3.7、16年度3.1、17年度3.4、18年度2.3。

経常収支比率、14年度84.4、15年度87.5、16年度92.5、17年度92.4、18年度93.4。

公債費比率、14年度10.3、15年度10.6、16年度12.1、17年度12.2、18年度12.7。

公債費負担比率、14年度12.5、15年度12.8、16年度が14.1、17年度が15.5、18年度が16.4となっております。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

そしたら、毎年、一般会計の予算も努力されて削減を少しずつされていらっしゃるんですけど、今年度、20年度の予算について、やっぱり今、太良町の人口、太良町の規模に対して適当なのか、もう少し下げるのはやっぱり厳しいのか、ちょっと質問してみます。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

この平成20年度の4,597,000千円という一般会計の予算が適当な予算なのかどうかということでございますけれども、どの基準をもって適当な予算というのか、明確な基準というのでもございませんけれども、私の手持ち資料の中に、総務省が発表しております人口規模とか、産業構造の似通った団体、いわゆる類似団体の決算額と比較した資料というのがございます。その類似団体と比較した結果をちょっと申し述べますと、平成18年度決算では類似団体の、これ人口1人当たりの歳出決算額が534千円なのに対しまして、太良町では419千円、約115千円少ない決算額となっております。内容をちょっと見てみますと、主に太良町の借金返済にかかる決算額、いわゆる公債費が、それと普通建設事業、投資的事業にかかる決算額が類似団体と比べれば少ないというような結果によるものだというふうに考えております。

そういうことで、全国の類似団体と比較した結果を見てみますと、平成20年度の予算額が決して多過ぎるということではございません。また、公債費等と普通建設事業費の決算額が少ないということを除けば、少な過ぎるということでもないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

予算が下がれば、住民サービスも低下するんじゃないかと、そこら辺の心配もありますけど、町民へのサービス向上につなげるということも上げてあります。しかし、役場の中ではこの職員さんたちも頑張って仕事をされているのはわかります、認めます。しかし、住民が考える町民サービスと、我々、私も一緒ですけど、行政側が考える町民サービス、そこら辺の食い違いが大分あるんじゃないかと思えますけど、そこら辺についてどう思われますか。

○総務課長（岡 靖則君）

そうですね、具体的にどのような食い違いが存在しているか、御教示いただければ幸いですと思いますが、行政側と住民の皆様とでサービスの考え方に違いがあることは確かに存在すると思っております。

行政側は公平と公正を最も重視し、公金を投入する仕事の是非を常に念頭に置いた仕事をいたしております。その結果、住民の皆様へのサービスに対する満足度は視野に入らず、公平だったか誤りはなかったか、法に違反していなかったかなど、そのような仕事が仕事の成果としては評価されがちでございました。

一方、民間の事業者は顧客満足度を非常に重視しますので、お客様に喜んでいただくサービスを目指すことで収益を上げようとしております。

公も民も、法の範囲内で仕事をしているので、サービスの受け手である住民の皆様の受け取り方に大きな差が生まれるものであるのは、このような違いがあるものだと想像いたします。

今、市町村が行う住民サービスは、老若男女を問わず、その地域に住むすべての人たちが明るく健康的な生活を送ることができるようサポートするものです。このような地域に住む人が生まれてから亡くなるまでのトータルで支援するサービスは、民間にはございませんので、基本的なスタンスは公的サービスである以上、厳然として守らなければならない点が少なくありませんが、これからの自治体経営には住民満足度についてもっと考慮すべきだと考えております。

今後とも、行政サービスに対して、皆様方の忌憚のない御意見や御指導を賜りたいと思っております。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

これについては難しい問題だと思いますけど、今後一層、私たちも一緒ですけど、研究をしていただいてもraitたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさんでした。

午後4時6分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 巖

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄